

改 正 案

現 行

目次

第一章・第二章 略

第三章 業務（第十九条 第二十一条）

第四章～第七章 略

附則

（目的）

第一条 地域振興整備公団は、大都市からの産業の地方への分散と地域の開発発展を図るため、工業の再配置の促進に必要な業務を行うことにより、全国的な産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事務所）

第三条 略

2 公団は、経済産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第四条 略

2 公団は、必要があるときは、経済産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 略

第九条 略
2～4 略

目次

第一章・第二章 略

第三章 業務（第十九条 第二十一条の二）

第四章～第七章 略

附則

（目的）

第一条 地域振興整備公団は、大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図るため、地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに工業の再配置の促進に必要な業務を行うことにより、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事務所）

第三条 略

2 公団は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第四条 略

2 公団は、必要があるときは、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 略

第九条 略
2～4 略

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命及び任期)

第十条 総裁及び監事は、経済産業大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、経済産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3・4 略

(役員の内命)

第十二条 経済産業大臣は、総裁又は監事が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 総裁は、副総裁又は理事が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 経済産業大臣は、総裁若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は総裁若しくは監事に職務上の義務違反その他総裁若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 総裁は、副総裁若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事に職務上の義務違反その他副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経済産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の内命禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命及び任期)

第十条 総裁及び監事は、国土交通大臣及び経済産業大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3・4 略

(役員の内命)

第十二条 国土交通大臣及び経済産業大臣は、総裁又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 総裁は、副総裁又は理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 国土交通大臣及び経済産業大臣は、総裁若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は総裁若しくは監事に職務上の義務違反その他総裁若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 総裁は、副総裁若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事に職務上の義務違反その他副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の内命禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら

営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣及び経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

イ 健全な市街地を形成するために必要な宅地(公共の用に供する施設の敷地を含む。以下同じ。)の造成並びに造成された宅地の管理及び譲渡(第三号に該当するものを除く。)

ロ イ又は二の業務により造成された宅地の利用者の利便に供する施設の整備(国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。)

ハ 公団が行う宅地の造成(委託により行うものを除く。)と併せて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備(国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。)

ニ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行

二・三 略

四 第一号及び前号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務で政令で定めるものを行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範

一・二 略

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範

圏内で、委託を受けて、次の各号に掲げる業務を行うことができる。

一 工場用地の造成、管理及び譲渡並びに当該工場用地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場用地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

二 工業の再配置の促進のために必要な調査

三 第一号の業務に関連する技術的援助及び工業の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

3 公団は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(地方公共団体からの要請)

圏内で、委託を受けて、次の各号に掲げる業務を行うことができる。

一 宅地の造成、管理及び譲渡並びに当該宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該宅地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

二 前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び工業の再配置の促進のために必要な調査

三 第一号の業務に関連する技術的援助並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び工業の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

3 公団は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項第四号の政令又は改廃の立案をしようとするときは、同号に規定する事業が行われる地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(業務基本方針)

第十九条の二 前条の公団の業務は、国土交通大臣が主務大臣(国土交通大臣を除く。)と協議して定める業務に関する基本方針(以下「業務基本方針」)という。)に従つて実施されなければならない。

2 業務基本方針には、国土の総合的な利用、開発及び保全の観点から、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一項の業務に関する基本的事項

二 その他公団が業務を実施するに際し配慮すべき事項

(地方公共団体からの要請)

第十九条の二 公団は、前条第一項第二号の業務については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。ただし、管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

2 前項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

(投資)

第十九条の三 公団は、経済産業大臣の認可を受けて、公団が造成

第十九条の三 公団は、第十九条第一項第一号、第三号及び第四号の業務については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。ただし、管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

2 地方公共団体は、第十九条第一項第一号の業務、同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの及び同項第四号の業務について前項の要請をしようとするときは、公団に対し、事業予定区域、事業の内容その他の基本的事項及び事業予定区域を含む地域の開発整備に関する計画を示さなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業実施基本計画)

第十九条の四 公団は、前条第二項に規定する業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、事業実施基本計画を作成し、当該事業が行われる地域をその区域に含む地方公共団体の長に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

2 第十九条第一項第一号の業務及び同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うものに係る事業実施基本計画は、国土交通大臣(同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うものに係るものにあつては、国土交通大臣及び経済産業大臣。次項において同じ。)が定める地方における都市の整備に関する事業実施方針に基づいて作成しなければならない。

3 主務大臣が第一項の認可をしようとするとき、並びに国土交通大臣が前項の事業実施方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(投資)

第十九条の五 公団は、主務大臣の認可を受けて、公団が造成する

する工場用地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの整備若しくは管理又は当該工場用地に係る環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に投資（融資を含む。以下同じ。）をすることができる。

（業務の委託）

第二十条 公団は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十九条第一項第一号の業務の一部を委託することができる。

2 公団は、経済産業大臣の認可を受けて、国、地方公共団体、新エネルギー・産業技術総合開発機構その他経済産業省令で定める者に対し、その業務（第十九条第一項第一号の業務を除く。）の一部を委託することができる。ただし、経済産業省令で定める業務を国又は地方公共団体に委託する場合には、認可を要しない。

3 前二項の規定による経済産業大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 略

（業務方法書）

第二十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

（予算等の認可）

第二十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの整備若しくは管理又は当該宅地に係る環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に投資（融資を含む。以下同じ。）をすることができる。

（業務の委託）

第二十条 公団は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十九条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 公団は、主務大臣の認可を受けて、国、地方公共団体、新エネルギー・産業技術総合開発機構その他主務省令で定める者に対し、その業務（第十九条第一項第二号の業務を除く。）の一部を委託することができる。ただし、主務省令で定める業務を国又は地方公共団体に委託する場合には、認可を要しない。

3 前二項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 略

（業務方法書）

第二十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（予算等の認可）

第二十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、経済産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(財務諸表等)

第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣及び経済産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣及び経済産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、国土交通省令・経済産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第二十四条の二 公団の経理については、次に掲げる業務（以下「工業再配置業務」という。）に係るものと、その他の業務（以下「地方都市開発整備等業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に付随して造成される工場用地で主務省令で定めるものに関するものを除く。）並びにこれらに附帯する業務

二 第十九条第二項の規定により委託を受けて行う業務及び第十九条の五の規定による投資で、工業の再配置の促進に係るもの

(利益及び損失の処理並びに納付金)

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十五条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額は、積立金として整理しなければならない。

2 略

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 略

(借入金及び地域振興整備債券)

第二十六条 公団は、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は地域振興整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、経済産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 5 略

6 公団は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部の銀行又は信託会社に委託することができる。

7 8 略

(償還計画)

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)は、積立金として整理しなければならない。

2 略

3 公団は、工業再配置業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 略

(借入金及び地域振興整備債券)

第二十六条 公団は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は地域振興整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 5 略

6 公団は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部の銀行又は信託会社に委託することができる。

7 8 略

(償還計画)

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十七条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二 四 略

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十八条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(経済産業省令への委任)

第二十九条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十条 公団は、経済産業大臣が監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十一条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団若しくは受託金融機関に対し、業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団若しくは受託金融機関の

(余裕金の運用)

第二十七条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他国土交通大臣及び経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二 四 略

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十八条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国土交通大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(国土交通省令・経済産業省令への委任)

第二十九条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令・経済産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団若しくは受託金融機関に対し、業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団若しくは受託金融機関の事務

事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲に限る。

2・3 略

所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲に限る。

2・3 略

(協議)

第三十二条の二 国土交通大臣及び経済産業大臣は、次の場合には、第三十三条の二第一項第四号に規定する主務大臣と協議しなければならぬ。

一 第三条第二項、第四条第二項、第二十三条、第二十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十六条の三の認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の承認をしようとするとき。

三 第二十七条第一号の指定をしようとするとき。

四 第二十九条の国土交通省令・経済産業省令を定めようとするとき。

第三十二条の三 主務大臣は、第三十条第二項の規定による命令をしようとする場合には、国土交通大臣及び経済産業大臣（主務大臣が国土交通大臣である場合にあつては経済産業大臣、主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては国土交通大臣）と協議しなければならぬ。

第三十三条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならぬ。

一 第四条第二項、第十九条第三項、第十九条の三、第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十三条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の三の認可をしようとするとき。

第三十三条 国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣又は主務大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならぬ。

一 第四条第二項、第十九条第三項、第十九条の五、第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十三条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の三の認可をしようとするとき。

二 業務基本方針を定めようとするとき。

- 二 第二十一条第二項又は第二十九条の経済産業省令を定めようとするとき。
- 三・四 略

第三十六条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一・二 略
- 三 第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びに第十九条の三の規定による投資以外の業務を行ったとき。
- 四・五 略

附 則

第九条 削除

- 三 第二十一条第二項の主務省令又は第二十九条の国土交通省令・経済産業省令を定めようとするとき。
- 四・五 略

(主務大臣等)

第三十三条の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣及び経済産業大臣
- 二 地方都市開発整備等業務（第四号に規定する業務を除く。）に関する事項については、国土交通大臣
- 三 工業再配置業務に関する事項については、経済産業大臣
- 四 第十九条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務及び第十九条の五の規定による投資で同号の業務に係るものに関する事項については、当該事項を所管する大臣で政令で定めるもの

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一・二 略
- 三 第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びに第十九条の五の規定による投資以外の業務を行ったとき。
- 四・五 略

附 則

(国の無利子貸付け)

第九条 国は、当分の間、公団に対し、第十九条第一項第一号八に掲げる公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託に

第十一条 前条第一項から第三項までの規定により公団の業務が行われる場合には、第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは、「同項の業務並びに附則第十条第一項及び第二項の業務」と、第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項から第三項まで」とする。

より行つものを除く。）に関する事業のうち、日本電信電話株式会社株式の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第十一条 前条第一項から第三項までの規定により公団の業務が行われる場合には、第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは、「同項の業務並びに附則第十条第一項及び第二項の業務」と、第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び附則第十条第一項から第三項までの業務」と、第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項から第三項まで」とする。

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	略	事務	略
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの		一 都道府県が第七十一条の三第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第七十六条の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。） 二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務 イ 第五十五条第十項（同条第十項において準用する場合を含む。）第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合

法律	略	事務	略
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの		一 都道府県が第七十一条の三第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第七十六条の規定により処理することとされている事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。） 二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務 イ 第五十五条第十項（同条第十項において準用する場合を含む。）第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合

略	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）	略	
略	第十九条第二項の規定により都県が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）	略	<p>を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第五項後段（第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>□ 第七十二条第六項に規定する事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>

略	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）	略	
略	第十九条第二項の規定により都県が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）及び第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）	略	<p>を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第五項後段（第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>□ 第七十二条第六項に規定する事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>

<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）</p>	<p>略</p>	<p>新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）</p>
<p>第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>	<p>略</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 略</p> <p>二 都道府県が第三十二条第一項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p> <p>三 市町村が第三十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p>

<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）</p>	<p>略</p>	<p>新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）</p>
<p>第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）及び第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は</p>	<p>略</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 略</p> <p>二 都道府県が第三十二条第一項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p> <p>三 市町村が第三十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p>

略	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）	略	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
略	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県が第三十条第二項、第三十八条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）	略	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県が第六十一条第一項、

略	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）	略	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
略	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県が第三十条第二項、第三十八条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）	略	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県が第六十一条第一項、

第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項（第九十九条の八第五項（第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

二 市町村が第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項（第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十九条第二項において準用する第九十八

第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項（第九十九条の八第五項（第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

二 市町村が第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項（第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十九条第二項において準用する第九十八

	略	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）
<p>条第三項並びに第百六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p>	略	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>二 略</p>

	略	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）
<p>条第三項並びに第百六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p>	略	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>三 略</p> <p>四 市町村が第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十二項（同条第十五</p>

略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
略	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都府県が第五十九条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する土地区画整理法第七十六条第二項並びに第四百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>
略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
略	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都府県が第五十九条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する土地区画整理法第七十六条第二項並びに第四百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都府県又は公団若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>
<p>三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>	
<p>五 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>	<p>項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務</p>

略	
略	<p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同法第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>

略	
略	<p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同法第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は公団若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>

改正案	現行
<p>2 略</p> <p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 第三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 略</p> <p>二 日本道路公団、石油公団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員又は首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）</p>	<p>2 略</p> <p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 第三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 略</p> <p>二 日本道路公団、石油公団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十条 略</p> <p>2 前項の場合において、公共賃貸住宅（地方公共団体、<u>独立行政法人都市再生機構</u>又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。）の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。</p>	<p>第三十条 略</p> <p>2 前項の場合において、公共賃貸住宅（地方公共団体、<u>都市基盤整備公団</u>又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。）の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一 二十九 略</p> <p>三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営</p> <p>三十一 三十五 略</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一 二十九 略</p> <p>三十 国、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営</p> <p>三十一 三十五 略</p>

改 正 案

現

行

目次

第一章 総則（第一条 第三条の四）

第二章 施行者

第一節 第四節 略

第五節 独立行政法人都市再生機構等（第七十一条の二 第七

十一条の六）

第三章 第七章 略

附則

（土地区画整理事業の施行）

第三条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

2 4 略

（独立行政法人都市再生機構の施行する土地区画整理事業）

第三条の二 独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域

目次

第一章 総則（第一条 第三条の五）

第二章 施行者

第一節 第四節 略

第五節 都市基盤整備公団等（第七十一条の二 第七十一条の

六）

第三章 第七章 略

附則

（土地区画整理事業の施行）

第三条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

2 4 略

（都市基盤整備公団の施行する土地区画整理事業）

第三条の二 都市基盤整備公団は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地に

の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項に規定するもののほか、独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

ついて、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項に規定するもののほか、都市基盤整備公団は、国土交通大臣が都市基盤整備公団の行う国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

(地域振興整備公団の施行する土地区画整理事業)

第三条の三 地域振興整備公団は、国土交通大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行なうため地域振興整備公団が宅地の造成とあわせてこれと関連する土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項に規定するもののほか、地域振興整備公団は、国土交通大臣が次に掲げる区域のうち特に一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に關する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域

二 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつてゐる都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第一項の特定中心市街地の区域

第三条の三 略

第三条の四 略

(事業計画)

第六条 略

2) 5 略

6 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。)の区域、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。)の区域又は特定地区計画等区域(都市再開発法第二条の二第一項第三号に規定する特定地区計画等区域をいう。以下同じ。)をその施行地区に含む土地画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又は一部(市街地再開発事業区が定められた区域を除く。)について、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域(以下「高度利用推進区」という。)を定めることができる。

7) 略

(参加組合員)

第二十五条の二 前条第一項に規定する者のほか、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他政令で定める者であつて、組合が都市計画事業として施行する土地画整理事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

第五節 独立行政法人都市再生機構等

第三条の四 略

第三条の五 略

(事業計画)

第六条 略

2) 5 略

6 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。)の区域、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。)の区域又は特定地区計画等区域(都市再開発法第二条の二第一項第三号に規定する特定地区計画等区域をいう。以下同じ。)をその施行地区に含む土地画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又は一部(市街地再開発事業区が定められた区域を除く。)について、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域(以下「高度利用推進区」という。)を定めることができる。

7) 略

(参加組合員)

第二十五条の二 前条第一項に規定する者のほか、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者であつて、組合が都市計画事業として施行する土地画整理事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

第五節 都市基盤整備公団等

(施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)は、第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。))で市のみが設立したものにあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業については、独立行政法人都市再生機構にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第三項に規定する承認と、市のみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第一項に規定する認可と、その他の地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 機構等は、前条第一項に規定する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 略

3 機構等は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域を含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 6 略

7 都道府県知事は、第五項の期間内に機構等(市のみが設立した

(施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(以下「公団等」と総称する。)は、第三条の二から第三条の四までの規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。))で市のみが設立したものにあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 公団等が第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業については、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第三項に規定する承認と、市のみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第一項に規定する認可と、その他の地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 公団等は、前条第一項に規定する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 略

3 公団等は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域を含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 6 略

7 都道府県知事は、第五項の期間内に公団等(市のみが設立した

地方公社を除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつた場合においては、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

8 国土交通大臣(市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事)は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、機構等に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認める場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 略

・ 機構等が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)
・ においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

・ 機構等は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

・ 機構等は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、国土交通大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

(土地区画整理審議会)

第七十一条の四 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、機構等に土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。

2 略

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用

地方公社を除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつた場合においては、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

8 国土交通大臣(市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事)は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、公団等に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認める場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 略

・ 公団等が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)
・ においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

・ 公団等は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

・ 公団等は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、国土交通大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

(土地区画整理審議会)

第七十一条の四 公団等が第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業ごとに、公団等に土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。

2 略

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用

する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」と、第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「機構等」と読み替えるものとする。

(評価員)

第七十一条の五 第六十五条の規定は、機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」と、「第三条第三項」とあるのは「第三条の二又は第三条の三」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「機構等」と読み替えるものとする。

(測量及び調査のための土地の立入等)

第七十二条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「機構理事長等」という。)は、第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

2
7 略

する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長」と、第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「公団等」と読み替えるものとする。

(評価員)

第七十一条の五 第六十五条の規定は、公団等が第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長」と、「第三条第三項」とあるのは「第三条の二から第三条の四まで」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「公団等」と読み替えるものとする。

(測量及び調査のための土地の立入等)

第七十二条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「公団総裁等」と総称する。)は、第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

2
7 略

(土地の立入等に伴う損失の補償)

第七十三条 国、都道府県、市町村若しくは機構等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2・3 略

4 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為を自らし、又はその命じた者若しくは委任した者にさせた場合において、その行為により他人に損失を与えたと認めるときは、その損失の程度を証するために必要な資料を作成しておくなければならない。

(関係簿書の閲覧等)

第七十四条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は第七十二条第一項後段に掲げる者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、施行地区となるべき区域又は施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(技術的援助の請求)

第七十五条 第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村(同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三条第一項、第二百二十六条及び第二百二十七条の二第一項において同じ。)

()は国土交通大臣及び都道府県知事に対し、都道府県(第三条第三項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百

(土地の立入等に伴う損失の補償)

第七十三条 国、都道府県、市町村若しくは公団等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2・3 略

4 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは公団総裁等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為を自らし、又はその命じた者若しくは委任した者にさせた場合において、その行為により他人に損失を与えたと認めるときは、その損失の程度を証するために必要な資料を作成しておくなければならない。

(関係簿書の閲覧等)

第七十四条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは公団総裁等又は第七十二条第一項後段に掲げる者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、施行地区となるべき区域又は施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(技術的援助の請求)

第七十五条 第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村(同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三条、第二百二十六条及び第二百二十七条の二第一項において同じ。)

()は国土交通大臣及び都道府県知事に対し、都道府県(第三条第三項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百三

三条第四項、第二百二十三條第一項、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第一項において同じ。）は国土交通大臣に対し、機構等（第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十七條の二第一項において同じ。）は国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第七十六條 次の各号に掲げる公告があつた日後、第二百三條第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 三 略

四 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 5 略

（移転等に伴う損失補償）

第七十八條 略

2 略

3 第七十三條第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第四項中、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長

四項、第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第一項において同じ。）は国土交通大臣に対し、公団等（第三条の二から第三条の四までの規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十七條の二第一項において同じ。）は国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第七十六條 次の各号に掲げる公告があつた日後、第二百三條第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 三 略

四 公団等が第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 5 略

（移転等に伴う損失補償）

第七十八條 略

2 略

3 第七十三條第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第四項中、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは公団総裁等

等又は前条第一項後段に掲げる者」とあるのは「施行者」と、「同項又は同条第六項」とあるのは「第七十七条第一項」と読み替えるものとする。

4～6 略

(土地の使用等)

第七十九条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、移転し、又は除却しなければならぬ建築物に居住する者を一時的に収容するために必要な施設、公共施設に関する工事の施行のために必要な材料置場等の施設その他土地区画整理事業の施行のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある場合においては、土地収用法で定めるところに従い、土地を使用することができる。

2 略

(権利の申告)

第八十五条 略

2～4 略

5 個人施行者以外の施行者は、第一項の規定により申告しなければならぬ権利でその申告のないもの(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を除く。)については、その申告がない限り、これを存しないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができるとし、第一項の規定による申告があつた施行地区内の宅地について存する登記のない権利(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。)で第三項の規定による届出のないものについては、その届出のない限り、その権利の移転、変更又は消滅がないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項

又は前条第一項後段に掲げる者」とあるのは「施行者」と、「同項又は同条第六項」とあるのは「第七十七条第一項」と読み替えるものとする。

4～6 略

(土地の使用等)

第七十九条 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、移転し、又は除却しなければならぬ建築物に居住する者を一時的に収容するために必要な施設、公共施設に関する工事の施行のために必要な材料置場等の施設その他土地区画整理事業の施行のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある場合においては、土地収用法で定めるところに従い、土地を使用することができる。

2 略

(権利の申告)

第八十五条 略

2～4 略

5 個人施行者以外の施行者は、第一項の規定により申告しなければならぬ権利でその申告のないもの(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を除く。)については、その申告がない限り、これを存しないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項及び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができるとし、第一項の規定による申告があつた施行地区内の宅地について存する登記のない権利(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。)で第三項の規定による届出のないものについては、その届出のない限り、その権利の移転、変更又は消滅がないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項及び本章第二節から第六節までの規定による処分

及び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができる。

6 略

(換地計画の決定及び認可)

第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 5 略

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理)

第八十八条 略

2 5 略

6 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。

7 略

(宅地地積の適正化)

第九十一条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場合においては、その換地計画に係る区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることができる。

2 5 略

又は決定をすることができる。

6 略

(換地計画の決定及び認可)

第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村又は公団等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 5 略

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理)

第八十八条 略

2 5 略

6 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。

7 略

(宅地地積の適正化)

第九十一条 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場合においては、その換地計画に係る区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることができる。

2 5 略

建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。

3 6 略

(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 略

2 6 略

7 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、前各項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(保留地)

第九十六条 略

2 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額（第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下同じ。）がその土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額を超える場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

3 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(換地計画の変更)

有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。

3 6 略

(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 略

2 6 略

7 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、前各項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(保留地)

第九十六条 略

2 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額（第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下同じ。）がその土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額を超える場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

3 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(換地計画の変更)

第九十七条 個人施行者、組合、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者又は組合がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2・3 略

(仮換地の指定)

第九十八条 略

3 第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地についての第一項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地の所有者及びその宅地についての第一項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者の同意を得なければならず、組合は、総会若しくはその部会又は総代会の同意を得なければならないものとし、第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないものとする。

4～6 略

(換地処分)

第九十九条 略

2 略

3 個人施行者、組合、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4～6 略

第九十七条 個人施行者、組合、市町村又は公団等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者又は組合がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2・3 略

(仮換地の指定)

第九十八条 略

3 第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地についての第一項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地の所有者及びその宅地についての第一項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者の同意を得なければならず、組合は、総会若しくはその部会又は総代会の同意を得なければならないものとし、第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないものとする。

4～6 略

(換地処分)

第一百条 略

2 略

3 個人施行者、組合、市町村又は公団等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4～6 略

(保留地等の処分)

第百八条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第百四条第十一項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に適合し、かつ、施行規程で定める方法に従つて処分しなければならぬ。この場合において、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に關する法令の規定は、適用しない。

2 略

(減価補償金)

第百九条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、土地区画整理事業の施行により、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合には、その差額に相当する金額を、その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、減価補償金として交付しなければならない。

2 略

(清算金の徴収及び交付)

第百十条 略

2 略

3 第三条第二項から第四項まで、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以

(保留地等の処分)

第百八条 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、第百四条第十一項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に適合し、かつ、施行規程で定める方法に従つて処分しなければならぬ。この場合において、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に關する法令の規定は、適用しない。

2 略

(減価補償金)

第百九条 第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、土地区画整理事業の施行により、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合には、その差額に相当する金額を、その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、減価補償金として交付しなければならない。

2 略

(清算金の徴収及び交付)

第百十条 略

2 略

3 第三条第二項から第四項まで又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含

下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第三項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6・7 略

8 第四十二条の規定は、第三条第二項から第四項まで、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者が第三項に規定する清算金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百十条第三項」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第百十八条 第三条第一項から第三項まで、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

2・3 略

む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第三項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6・7 略

8 第四十二条の規定は、第三条第二項から第四項まで又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者が第三項に規定する清算金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百十条第三項」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第百十八条 第三条第一項から第三項まで又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

2・3 略

第百十九条の二 機構等は、第三条の二又は第三条の三の規定により機構等が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構等と地方公共団体とが協議して定める。

3 略

(報告、勧告等)

第百二十三条 略

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第百二十六条において同じ。)に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(是正の要求)

第百二十六条 国土交通大臣は、都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならぬ。

第百十九条の二 公団等は、第三条の二から第三条の四までの規定により公団等が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団等と地方公共団体とが協議して定める。

3 略

(報告、勧告等)

第百二十三条 略

第百二十六条 国土交通大臣は、都道府県又は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならぬ。

第二百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 略

（事務の区分）

第三百三十六条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第七十一条の三第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第七十六条の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第五項後段（第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

ロ 第七十二条第六項に規定する事務（都道府県又は機構等（

第二百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都道府県又は公団等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 略

（事務の区分）

第三百三十六条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第七十一条の三第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第七十六条の規定により処理することとされている事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第五項後段（第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

ロ 第七十二条第六項に規定する事務（都道府県又は公団等（

市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

2 略

第四百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 四 略

五 第四十七条又は第四十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

六 十二 略

附 則

1 略

2 国は、当分の間、機構等に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）附則第三項の規定によるもののほか、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業として行われる政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

3 7 略

8 国は、当分の間、独立行政法人都市再生機構に対し、第三条の二の規定により施行する土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

2 略

第四百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 四 略

五 第四十七条又は第四十九条のいずれかに該当する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

六 十二 略

附 則

1 略

2 国は、当分の間、公団等に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）附則第三項の規定によるもののほか、第三条の二から第三条の四までの規定により施行する土地区画整理事業として行われる政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

3 7 略

8 国は、当分の間、都市基盤整備公団に対し、第三条の二の規定により施行する土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、個人施行者（政令で定めるものに限る。）又は組合が施行する場合にあつては当該個人施行者又は組合に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、機構等が施行する場合にあつては当該機構等に対し当該地方公共団体が第百十九条の二第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

略

・ 国は、附則第七項から第十項までの規定により、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

・ 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が、附則第五項から第十項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、個人施行者（政令で定めるものに限る。）又は組合が施行する場合にあつては当該個人施行者又は組合に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、公団等が施行する場合にあつては当該公団等に対し当該地方公共団体が第百十九条の二第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

略

・ 国は、附則第七項から第十項までの規定により、地方公共団体又は都市基盤整備公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

・ 地方公共団体又は都市基盤整備公団が、附則第五項から第十項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条 略</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）<u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</u></p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条 略</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）<u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）</p> <p>第五條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（自然公園の施設に関する特例）</p> <p>第十八條の二 国立公園又は国定公園の施設については、第五條第二項及び第三項並びに第六條第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五條第二項及び第三項の規定を適用しない。</p>	<p>（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）</p> <p>第五條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八條第一項第十一号の業務として公園施設を設け、又は管理しようとするときは、都市基盤整備公団と公園管理者との協議が成立することをもつて前項の許可があつたものとみなす。</p> <p>4 略</p> <p>（自然公園の施設に関する特例）</p> <p>第十八條の二 国立公園又は国定公園の施設については、第五條第二項及び第四項並びに第六條第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五條第二項及び第四項の規定を適用しない。</p>

改 正 案

現

行

（施行者）
 第七条 工業団地造成事業は、地方公共団体が施行する。

（施行者）
 第七条 工業団地造成事業は、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する。

（施行計画）

第十八条 略

（施行計画）
 第十八条 略

2 施行者は、施行計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、これを都県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。

2 施行者は、施行計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、これを都県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。

3 略

3 略

（処分管理計画）

第十八条の二 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

（処分管理計画）
 第十八条の二 施行者である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2 施行者は、処分管理計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

2 施行者である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、処分管理計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

3 略

3 略

4 前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

4 前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 略

(工事の完了の公告)

第十九条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都県知事に届け出なければならない。

2 略

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十条 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 施行者であつた者がこの法律の規定により行う造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二十条の二 略

2 施行者は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者であつた者は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者又は施行者であつた者からその公共施設について管理の引継ぎの申出が

5 略

(工事の完了の公告)

第十九条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都県知事（施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2 略

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十条 地方公共団体等は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二十条の二 略

2 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合に

あつた場合においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十条の三 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 略

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第二十一条 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならぬ。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第二十三条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第二十四条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規

においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十条の三 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 略

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第二十一条 地方公共団体等は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならぬ。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第二十三条 地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第二十四条 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、地方公共団体等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定

定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

3 施行者であつた者は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 三 略

2 略

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第二十六条 施行者であつた者は、第十九条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 略

3 施行者であつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業を施行した土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業を施行した土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 略

により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

3 地方公共団体等は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が地方公共団体等の長(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に関しては、国土交通大臣)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 三 略

2 略

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第二十六条 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 略

3 地方公共団体等は、国土交通省令で定めるところにより、第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業を施行した土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業を施行した土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 略

(書類の送付に代わる公告)

第二十七条の二 施行者又は施行者であつた者は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 略

(監督)

第二十八条

国土交通大臣は施行者である都県に対し、都県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2| 略

3| 国土交通大臣は、第二十一条から第二十三条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第二十五条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地

(書類の送付に代わる公告)

第二十七条の二 施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 略

(監督)

第二十八条 国土交通大臣は、施行者である都市基盤整備公団又は

地域振興整備公団に対し、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2| 国土交通大臣は施行者である都県に対し、都県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3| 略

4| 国土交通大臣は、第二十一条から第二十三条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第二十五条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地

の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、施行者であつた者に対し、造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

4 施行者であつた者は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならない。

(報告、勧告等)

第二十九条 略

2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長に対して、都県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第三十条 施行者であつた者が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(宅地の造成等についての配慮)

第三十二条 地方公共団体が近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画に基づいて一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対しては造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しては造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

5 地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならない。

(報告、勧告等)

第二十九条 略

2 国土交通大臣は地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対して、都県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第三十条 地方公共団体等が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(宅地の造成等についての配慮)

第三十二条 地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画に基づいて一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

2
略

(事務の区分)
第三十五条の三 第十九条第二項の規定により都県が処理することとされている事務(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。

2
略

(事務の区分)
第三十五条の三 第十九条第二項の規定により都県が処理することとされている事務(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)及び第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。

改 正 案	現 行
<p>（事業計画） 第六条 略 2）6 略 7 改良地区内の土地の利用に関する基本計画において住宅の用に供すべきものと定められた土地に建設される住宅は、改良住宅、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定による公営住宅又は一団地の住宅施設に関する都市計画事業により建設される住宅とする。</p> <p>8 略</p> <p>（事業計画に関する協議） 第七条 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関係のある次に掲げる者に協議しなければならない。 一・二 略 三 改良地区内において住宅経営をしようとする地方公共団体及び一団地の住宅施設に関する都市計画事業を行う者</p>	<p>（事業計画） 第六条 略 2）6 略 7 改良地区内の土地の利用に関する基本計画において住宅の用に供すべきものと定められた土地に建設される住宅は、改良住宅、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定による公営住宅、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）の規定による住宅又は一団地の住宅施設に関する都市計画事業により建設される住宅とする。</p> <p>8 略</p> <p>（事業計画に関する協議） 第七条 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関係のある次の各号に掲げる者に協議しなければならない。 一・二 略 三 改良地区内において住宅経営をしようとする地方公共団体、都市基盤整備公団及び一団地の住宅施設に関する都市計画事業を行う者</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1）3略</p> <p>4 附則第二項本文の規定にかかわらず、地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、平成十四年度の開始の日から平成二十二年度の終了の日までの間に限り、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下この項において「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、附則第二項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。この場合において、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段」と、公団法附則第十条第五項中「第一項から第三項までの業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」とする。</p> <p>5・6略</p>	<p>附則</p> <p>1）3略</p> <p>4 附則第二項本文の規定にかかわらず、地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、平成十四年度の開始の日から平成二十二年度の終了の日までの間に限り、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下この項において「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、附則第二項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。この場合において、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、公団法第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段」と、公団法附則第十条第五項中「第一項から第三項までの業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」とする。</p> <p>5・6略</p>

改 正 案	現 行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公団等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、日本道路公団、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人労働者健康福祉機構、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構）にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、独立行政法人水資源機構、日本道路公団、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人労働者健康福祉機構、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団）にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>

改 正 案

現 行

（施行者）

第六条 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体及び地方住宅供給公社のほか、この法律に特に定める者に限り、施行することができる。

（施行者）

第六条 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社のほか、この法律に特に定める者に限り、施行することができる。

（処分計画の認可等）

第二十二條 施行者（地方公共団体であるものを除く。）は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）にあつては国土交通大臣の、地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限り。）又は第四十五條第一項の規定による施行者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

（処分計画の認可等）

第二十二條 施行者（地方公共団体であるものを除く。）は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）にあつては国土交通大臣の、地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限り。）又は第四十五條第一項の規定による施行者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 略

2 略

3 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを都道府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。これを変更した場合（国土交通省令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においても、同様とする。

3 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。これを変更した場合（国土交通省令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においても、同様とする。

（工事完了の公告）

第二十七條 施行者は、事業地（事業地を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（施行計画

（工事完了の公告）

第二十七條 施行者は、事業地（事業地を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（施行計画

で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2
略

(建築物の建築義務)

第三十一条 施行者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者を除く。)は、その譲受けの日の翌日から起算して三年以内に、処分計画で定める規模及び用途の建築物を建築しなければならない。ただし、処分計画で定める規模及び用途の建築物が規模、用途等を勘案して国土交通省令で定める建築物である場合には、当該建築物を建築しなければならない期間が、三年を超え五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間とする。

(造成宅地等に関する権利の処分の制限)

第三十二条 第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合

二
五
略

で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事(施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2
略

(建築物の建築義務)

第三十一条 施行者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者を除く。)は、その譲受けの日の翌日から起算して三年以内に、処分計画で定める規模及び用途の建築物を建築しなければならない。ただし、処分計画で定める規模及び用途の建築物が規模、用途等を勘案して国土交通省令で定める建築物である場合には、当該建築物を建築しなければならない期間は、三年を超え五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間とする。

(造成宅地等に関する権利の処分の制限)

第三十二条 第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合

二
五
略

(技術的援助の請求)

第四十条 都道府県及び地方住宅供給公社は国土交通大臣に対して、市町村は国土交通大臣及び都道府県知事に対して、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ新住宅市街地開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることが出来る。

(施行者に対する監督等)

第四十一条 国土交通大臣は施行者である地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対し、都道府県知事は地方住宅供給公社(市のみが設立したものに限る。)又は第四十五条第一項の規定による施行者に対し、それぞれ、それらが定めた施行計画又はそれらの者が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業である都市計画事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従っていないと認められる場合においては、新住宅市街地開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることが出来る。

2) 4 略

(事務の区分)

第五十条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 略

二 都道府県が第三十二条第一項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行

(技術的援助の請求)

第四十条 都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社は国土交通大臣に対して、市町村は国土交通大臣及び都道府県知事に対して、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ新住宅市街地開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることが出来る。

(施行者に対する監督等)

第四十一条 国土交通大臣は施行者である都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対し、都道府県知事は地方住宅供給公社(市のみが設立したものに限る。)又は第四十五条第一項の規定による施行者に対し、それぞれ、それらが定めた施行計画又はそれらの者が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業である都市計画事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従っていないと認められる場合においては、新住宅市街地開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることが出来る。

2) 4 略

(事務の区分)

第五十条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 略

二 都道府県が第三十二条第一項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(

する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)
三 市町村が第三十四条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)

2
略

市のみが設立したものを除く。))が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)
三 市町村が第三十四条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)

2
略

改 正 案	現 行
<p>（施行者）</p> <p>第九条 工業団地造成事業は、地方公共団体が施行する。</p> <p>（施行計画）</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 施行者は、施行計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては府県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>（処分管理計画）</p> <p>第二十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 施行者は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。</p>	<p>（施行者）</p> <p>第九条 工業団地造成事業は、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する。</p> <p>（施行計画）</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 施行者は、施行計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては府県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>（処分管理計画）</p> <p>第二十五条 施行者である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 施行者である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）が処分管理計画を変更した場合に準用する。</p>

5 略

(工事の完了の公告)

第二十六条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事に届け出なければならない。

2 略

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十七条 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 施行者であつた者がこの法律の規定により行う造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)
第二十八条 略

2 施行者は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合には、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者又は施行者であつた者からその公共施設について管理の引継ぎの申出が

5 略

(工事の完了の公告)

第二十六条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事（施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2 略

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十七条 地方公共団体等は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)
第二十八条 略

2 地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合には、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合に

あつた場合においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九条 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 略

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第三十条 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第三十二条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第三十三条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規

においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九条 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 略

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第三十条 地方公共団体等は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第三十二条 地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第三十三条 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、地方公共団体等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定

定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

3 施行者であつた者は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 三略

2 略

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第三十五条 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 略

3 施行者であつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 略

により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

3 地方公共団体等は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が地方公共団体等の長(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に関しては、国土交通大臣)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 三略

2 略

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第三十五条 地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 略

3 地方公共団体等は、国土交通省令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 略

(書類の送付に代わる公告)

第三十七条 施行者又は施行者であつた者は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 略

(監督)

第三十八条

国土交通大臣は施行者である府県に対し、府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2| 略

3| 国土交通大臣は、第三十条から第三十二条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第三十四条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地の

(書類の送付に代わる公告)

第三十七条 施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 略

(監督)

第三十八条 国土交通大臣は、施行者である都市基盤整備公団又は

地域振興整備公団に対し、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従っていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2| 国土交通大臣は施行者である府県に対し、府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3| 略

4| 国土交通大臣は、第三十条から第三十二条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第三十四条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地の

適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、施行者であつた者に対し、造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

4 施行者であつた者は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならない。

(報告、勧告等)

第三十九条 略

2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長に対して、府県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第四十条 施行者であつた者が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第四十七条の三 第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務(府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。

適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対しては造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しては造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

5 地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならない。

(報告、勧告等)

第三十九条 略

2 国土交通大臣は地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対して、府県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第四十条 地方公共団体等が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第四十七条の三 第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務(府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)及び第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)は、第一号法定

2
略

2
略
受託事務とする。

改 正 案

現

行

（都市開発資金の貸付け）

第一条 略

2）4 略

5 国は、独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）第十一条第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号に掲げる業務（委託に基つき行つものを除く。）に要する資金の一部を貸し付けることができる。

7| 6|
略 略

（利率、償還方法等）

第二条 前条第一項、第二項若しくは第六項の規定による貸付金又は同条第四項の規定による貸付金のうち同項第二号の貸付金に係るものの利率は、当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計（以下「都市会計」という。）における借入金（当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法（以下この項において「償還期間等」という。）が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため都市会計において借入金をしない場合にあつては、当該貸付金を支弁するために都市会計において当該貸付金と同一の償還期間等による借入れ（国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）をしたとした場合における当該借入金）の利率を超えず、かつ、前条第一項第一号の土

（都市開発資金の貸付け）

第一条 略

2）4 略

5 国は、都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八条第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

8| 7|
略 略

（利率、償還方法等）

第二条 前条第一項、第二項若しくは第七項の規定による貸付金又は同条第四項の規定による貸付金のうち同項第二号の貸付金に係るものの利率は、当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計（以下「都市会計」という。）における借入金（当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法（以下この項において「償還期間等」という。）が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため都市会計において借入金をしない場合にあつては、当該貸付金を支弁するために都市会計において当該貸付金と同一の償還期間等による借入れ（国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）をしたとした場合における当該借入金）の利率を超えず、かつ、前条第一項第一号の土

6 国は、地域振興整備公団に対し、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第十九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

地若しくは同項第三号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヒに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第六項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。

2 前条第三項の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金のうち同項第一号若しくは第三号から第五号までの貸付金に係るもの、同条第五項又は第七項の規定による貸付金は、無利子とする。

3 前条第一項、第二項又は第六項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

4～7 略

8 前条第五項又は第七項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第五項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第七項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

9 国は、前条第七項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

1・2 略
附則

地若しくは同項第三号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヒに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。

2 前条第三項の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金のうち同項第一号若しくは第三号から第五号までの貸付金に係るもの、同条第五項、第六項又は第八項の規定による貸付金は、無利子とする。

3 前条第一項、第二項又は第七項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

4～7 略

8 前条第五項、第六項又は第八項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第五項又は第六項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第八項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

9 国は、前条第八項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

1・2 略
附則

3 国は、当分の間、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し、土地区画整理事業として行われる政令で定める公園、下水道その他の公共施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

4
↳
・
略

3 国は、当分の間、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社に対し、土地区画整理事業として行われる政令で定める公園、下水道その他の公共施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

4
↳
・
略

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十二号）<u>第一条第一項から第四項までの規定による地方公共団体に対する貸付け、同条第五項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付け、同条第六項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第七項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十二号）<u>第一条第一項から第四項までの規定による地方公共団体に対する貸付け、同条第五項の規定による都市基盤整備公団に対する貸付け、同条第六項の規定による地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第八項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。 一 三 略 四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸し、又は譲渡する住宅 五 略</p>	<p>（定義） 第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。 一 三 略 四 都市基盤整備公団がその業務として賃貸し、又は譲渡する住宅 五 略</p>

改 正 案

現

行

（施行者）

第十条 流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が施行する。

（処分計画の認可等）

第二十六条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、機構にあつては国土交通大臣の認可を受け、地方公共団体にあつては都道府県知事（都道府県にあつては、国土交通大臣）に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを都道府県又は機構にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならぬ。これを変更した場合（国土交通省令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においても、同様とする。

（工事完了の公告）

第三十条 施行者は、事業地（事業地を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が機構であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

（施行者）

第十条 流通業務団地造成事業は、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する。

（処分計画の認可等）

第二十六条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣の認可を受け、地方公共団体にあつては都道府県知事（都道府県にあつては、国土交通大臣）に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。これを変更した場合（国土交通省令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においても、同様とする。

（工事完了の公告）

第三十条 施行者は、事業地（事業地を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

(技術的援助の請求)

第四十三条 都道府県及び機構は国土交通大臣に対して、市町村は国土交通大臣及び都道府県知事に対して、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ流通業務団地造成事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(施行者に対する監督等)

第四十四条 国土交通大臣は、施行者である機構に対し、機構が定めた施行計画又は機構が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従っていないと認められる場合においては、流通業務団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 4 略

(事務の区分)

第四十八条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

- 一 都道府県が第三十条第二項、第三十八条第一項並びに第三十条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）
- 二 市町村が第三十九条第二項の規定により処理することとされ

(技術的援助の請求)

第四十三条 都道府県、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団は国土交通大臣に対して、市町村は国土交通大臣及び都道府県知事に対して、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ流通業務団地造成事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(施行者に対する監督等)

第四十四条 国土交通大臣は、施行者である都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対し、それぞれそれらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従っていないと認められる場合においては、流通業務団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 4 略

(事務の区分)

第四十八条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

- 一 都道府県が第三十条第二項、第三十八条第一項並びに第三十条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）
- 二 市町村が第三十九条第二項の規定により処理することとされ

ている事務（都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）

三略
2略

ている事務（都道府県又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）

三略
2略

改 正 案

現 行

目次

第一章～第一章の四 略

第二章 施行者

第一節～第二節 略

第三節 独立行政法人都市再生機構等（第五十八条 第五十九

条）

第三章～第九章 略

附則

（市街地再開発事業の施行）

第二条の二 略

2～4 略

5 独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

一 略

二 前号に規定するもののほか、国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

目次

第一章～第一章の四 略

第二章 施行者

第一節～第二節 略

第三節 都市基盤整備公団等（第五十八条 第五十九条）

第三章～第九章 略

附則

（市街地再開発事業の施行）

第二条の二 略

2～4 略

5 都市基盤整備公団は、国土交通大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

一 略

二 前号に規定するもののほか、都市基盤整備公団が行う国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

6 地域振興整備公団は、国土交通大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の

土地について当該事業を施行することができる。

一 地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行うため地域振興整備公団が宅地の造成と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

7 | 6 |
略 略

(第一種市街地再開発事業等の施行)

第七条の二 略

2・3 略

4 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。当該第一種市街地再開発事業が独立行政法人都市再生機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社の施行することができるものであるときは、これらの者についても同様とする。

第三節 独立行政法人都市再生機構等

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 独立行政法人都市再生機構、首都高速道路公団、阪神

8 | 7 |
略 略

(第一種市街地再開発事業等の施行)

第七条の二 略

2・3 略

4 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。当該第一種市街地再開発事業が都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社の施行することができるものであるときは、これらの公団又は公社についても同様とする。

第三節 都市基盤整備公団等

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路

二 前号に規定するもののほか、次のイ又はロに掲げる区域のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業

イ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域

ロ 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつていて都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第一項の特定中心市街地の区域

高速道路公団及び地方住宅供給公社（第二条の二第五項から第七項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「機構等」と総称する。）は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 機構等が施行する市街地再開発事業については、前項前段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条（第一項ただし書を除く。）及び第十九条（第二項を除く。）の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と、第十六条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、第十六条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣）」と、同条第三項中「組合は」とあ

公団、阪神高速道路公団及び地方住宅供給公社（第二条の二第五項から第八項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「公団等」と総称する。）は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 公団等が施行する市街地再開発事業については、前項前段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条（第一項ただし書を除く。）及び第十九条（第二項を除く。）の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と、第十六条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、第十六条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「公団等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣）」と、同条第三項中「組合は」とあ

るのは「機構等は」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは、「第三者」と、「第五十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、「第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 略

5 機構等は、前項において準用する第十九条第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。

(特定事業参加者の負担金等)

第五十八条の二 機構等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を機構等に納付しなければならない。

2 第五十六条の二第二項及び第五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を機構等に納付する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第二項」と、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第五十

るのは「公団等は」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは、「第三者」と、「第五十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、「第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 略

5 公団等は、前項において準用する第十九条第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。

(特定事業参加者の負担金等)

第五十八条の二 公団等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を公団等に納付しなければならない。

2 第五十六条の二第二項及び第五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を公団等に納付する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第二項」と、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第五十

八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項の」と、「第二項の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

(市街地再開発審査会)

第五十九条 機構等が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、機構等に市街地再開発審査会を置く。

2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、独立行政法人都市再生機構理事長と、首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

3 略

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十条 略

2 前項の規定は、次に掲げる公告があつた日後、施行者が第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。

一 四 略

五 機構等が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、施行

八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項の」と、「第二項の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

(市街地再開発審査会)

第五十九条 公団等が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、公団等に市街地再開発審査会を置く。

2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、都市基盤整備公団に置かれるものについては「都市基盤整備公団総裁」と、地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」と、首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

3 略

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十条 略

2 前項の規定は、次に掲げる公告があつた日後、施行者が第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。

一 四 略

五 公団等が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、施行

規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

3
6 略

(土地の使用)

第六十九条 地方公共団体又は機構等は、施行地区内の土地に存する建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他第一種市街地再開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

2
略

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県(第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村(同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第九十九条を除き、以下同じ。)又は市のみが設立した地方住宅供給公社(第二条の二第七項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2
5 略

(特定建築者の公募)

第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする

規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

3
6 略

(土地の使用)

第六十九条 地方公共団体又は公団等は、施行地区内の土地に存する建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他第一種市街地再開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

2
略

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県(第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)又は公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村(同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第九十九条を除き、以下同じ。)又は市のみが設立した地方住宅供給公社(第二条の二第八項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2
5 略

(特定建築者の公募)

第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者

場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。

2 略

3 施行者は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

（清算金の徴収）

第百六条 略

2 略

3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規程で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は機構等は、国税滞納処分例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 8 略

（事業代行開始の決定）

第百十二条 都道府県知事は、第一種市街地再開発事業について、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の現況その他の事情により個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第三項、第二百二十四条の二から第二百二十五条の二までの規定による監督処分によつては個

を特定建築者とする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。

2 略

3 施行者は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

（清算金の徴収）

第百六条 略

2 略

3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規程で定めるところにより、地方公共団体又は公団等にあつては政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は公団等は、国税滞納処分例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 8 略

（事業代行開始の決定）

第百十二条 都道府県知事は、第一種市街地再開発事業について、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の現況その他の事情により個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第二項、第二百二十四条の二から第二百二十五条の二までの規定による監督処分によつては個

人施行者、組合又は再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。

(譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出)

第一百八条の二 次に掲げる公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該宅地、借地権又は建築物の対償に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出(以下「譲受け希望の申出」という。)をすることができる。

一・二 略

三 機構等が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告

2 8 略

(管理処分計画の決定及び認可)

第一百八条の六 施行者は、第一百八条の二の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに管理処分計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 4 略

(再開発会社の事業の代行)

第一百八条の三十 都道府県知事は、第二種市街地再開発事業について、再開発会社の事業の現況その他の事情により再開発会社の

人施行者、組合又は再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。

(譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出)

第一百八条の二 次に掲げる公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該宅地、借地権又は建築物の対償に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出(以下「譲受け希望の申出」という。)をすることができる。

一・二 略

三 公団等が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告

2 8 略

(管理処分計画の決定及び認可)

第一百八条の六 施行者は、第一百八条の二の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに管理処分計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県又は公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 4 略

(再開発会社の事業の代行)

第一百八条の三十 都道府県知事は、第二種市街地再開発事業について、再開発会社の事業の現況その他の事情により再開発会社の

事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第三項又は第二百五条の二の規定による監督処分によつては再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。

2
略

(地方公共団体の分担金)

第二百二十条 機構等は、機構等が施行する市街地再開発事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その市街地再開発事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構等と地方公共団体とが協議して定める。

3
略

(報告、勧告等)

第二百二十四条 略

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第二百一十六条第一項及び第三項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができ。

3
略

(是正の要求)

第二百二十六条 国土交通大臣は都道府県又は独立行政法人都市再生機構に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度にお

事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第二項又は第二百五条の二の規定による監督処分によつては再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。

2
略

(地方公共団体の分担金)

第二百二十条 公団等は、公団等が施行する市街地再開発事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その市街地再開発事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団等と地方公共団体とが協議して定める。

3
略

(報告、勧告等)

第二百二十四条 略

2
略

(都道府県及び市町村に対する是正の要求)

第二百二十六条 国土交通大臣は都道府県に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更

いて、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 略

3 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

第二百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 略

（建物の区分所有等に関する法律の特例等）

第三百三十三条 施行者は、政令で定めるところにより、機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受け、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得て、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定める

若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 略

3 都道府県又は市町村は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

第二百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は公団等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 略

（建物の区分所有等に関する法律の特例等）

第三百三十三条 施行者は、政令で定めるところにより、公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受け、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得て、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定める

ことができる。

2
略

(事務の区分)

第三百三十九条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項(第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。))及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。))

二 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。))、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項(ただし書を除く。))及び第十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第一百六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。))

2
略

ことができる。

2
略

(事務の区分)

第三百三十九条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項(第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。))及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。))

二 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。))、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項(ただし書を除く。))及び第十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第一百六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。))

2
略

第四百三十三条の二 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第二百二十四条第三項又は第二百二十四条の二第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 略

第四百四十四条 組合が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第二百二十四条第三項又は第二百五条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 略

第四百四十四条の二 再開発会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第二百二十四条第三項又は第二百五条の二第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 略

附則

（国の無利子貸付け等）

第五条 略

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき

第四百三十三条の二 個人施行者が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第二百二十四条第二項又は第二百二十四条の二第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 略

第四百四十四条 組合が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第二百二十四条第二項又は第二百五条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 略

第四百四十四条の二 再開発会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第二百二十四条第二項又は第二百五条の二第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 略

附則

（国の無利子貸付け等）

第五条 略

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき

、第二百二十二条第一項に規定する施行者が施行する者にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、機構等が施行する場合にあつては当該機構等に対し当該地方公共団体が第二百二十条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とすることとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4・5 略

6 国は、第一項から第三項までの規定により、第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

、第二百二十二条第一項に規定する施行者が施行する者にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、公団等が施行する場合にあつては当該公団等に対し当該地方公共団体が第二百二十条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体又は都市基盤整備公団に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とすることとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4・5 略

6 国は、第一項から第三項までの規定により、第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は都市基盤整備公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は都市基盤整備公団が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改 正 案

現 行

（研究学園地区建設計画の決定）

第四条 略

2 国土交通大臣は、研究学園地区建設計画を決定するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3～5 略

（事業の実施）

第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業（以下「筑波研究学園都市建設事業」という。）は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者が実施するものとする。

（協力）

第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者は、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

（勧告等）

第十一条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者に対し、研究学園地区建設計画又は周辺開発地区

（研究学園地区建設計画の決定）

第四条 略

2 国土交通大臣は、研究学園地区建設計画を決定するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び都市基盤整備公団その他の関係事業者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3～5 略

（事業の実施）

第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業（以下「筑波研究学園都市建設事業」という。）は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は都市基盤整備公団その他の関係事業者が実施するものとする。

（協力）

第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び都市基盤整備公団その他の関係事業者は、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

（勧告等）

第十一条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は都市基盤整備公団その他の関係事業者に対し、研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画

整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他の研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

改 正 案

現

行

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

一・二 略

一・二 略

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約、沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約若しくは独立行政法人都市再生機構を相手方とする独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約、沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約若しくは都市基盤整備公団を相手方とする都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第五十五条

号）附則第十五条第一項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約（次号及び次条第一項において「宅地債券等購入契約」という。）で、次の要件を満たすもの

第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約（次号及び次条第一項において「宅地債券等購入契約」という。）で、次の要件を満たすもの

イ 二 略

イ 二 略

四 略

四 略

2 9 略

2 9 略

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 略

2 6 略

7 この法律において「当初収用率」とは、根幹的公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が事業計画の認可の申請の時に施行区域内に所有している土地（次に掲げる土地及び他人の権利の目的となつてゐる土地を除く。）の面積を控除した面積の施行区域（施行者が事業計画の認可の申請の時に所有している土地（他人の権利の目的となつてゐる土地を除く。）及び次に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るものの区域を除く。）の面積に対する割合をいう。

一 三 略

8 略

（施行者）

第六条 新都市基盤整備事業は、地方公共団体が施行する。

（認可の申請）

第七条 新都市基盤整備事業について都市計画法第五十九条の認可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道県知事に提出しなければならない。

一 三 略

2 4 略

（定義）

第二条 略

2 6 略

7 この法律において「当初収用率」とは、根幹的公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時に施行区域内に所有している土地（次に掲げる土地及び他人の権利の目的となつてゐる土地を除く。）の面積を控除した面積の施行区域（施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時に所有している土地（他人の権利の目的となつてゐる土地を除く。）及び次に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るものの区域を除く。）の面積に対する割合をいう。

一 三 略

8 略

（施行者）

第六条 新都市基盤整備事業は、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する。

（認可又は承認の申請）

第七条 新都市基盤整備事業について都市計画法第五十九条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道県知事に提出しなければならない。

一 三 略

2 4 略

(確定収用率の届出及び公告)

第十三条 施行者は前条の規定に基づいて定めた期間の満了後二月を経過した日における確定収用率を算定し、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

(施行規程及び施行計画の決定)

第二十二条 施行者は、土地収用法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後、速やかに、土地整理を施行するため施行規程及び施行計画を定めなければならない。この場合において、その施行計画において定める設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(確定収用率の届出及び公告)

第十三条 施行者は前条の規定に基づいて定めた期間の満了後二月を経過した日における確定収用率を算定し、国土交通省令で定めるところにより、都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

(施行規程及び施行計画の決定)

第二十二条 施行者は、土地収用法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後、速やかに、土地整理を施行するため施行規程及び施行計画を定めなければならない。この場合において、その施行計画において定める設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団にあつては国土交通大臣の、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項前段の場合において、施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、施行規程について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、施行計画を定めようとする場合には、当該施行計画について、あらかじめ、施行区域をその区域を含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、第一項の認可を申請しようとするときは、前項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

(施行計画の決定及び変更)

第二十五条 施行者が施行計画を定め、又は変更しようとする場合については、土地区画整理法第五十五条の規定を準用する。

2| 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又は変更に関係のある根幹公共施設を管理する者となるべき者に協議しなければならない。

(一団の宅地となる換地の希望の申出)

第二十六条 施行区域内の宅地の所有者は、前条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項の規定による公告があつた日から二月以内に、国土交通省令で定めるところにより、その所有する土地について、二筆以上の宅地が一団となるよう、又は他の所有者の宅地と併せて一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることができる。

2 略

(土地整理審議会)

第二十七条 新都市基盤整備事業ごとに、地方公共団体に土地整理審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)を置く。

2 略

3 土地区画整理法第五十六条第二項及び第四項、第五十七条から第六十四条まで並びに第三百十条(第一項ただし書を除く。)の規定は、審議会について準用する。

(施行計画の決定及び変更)

第二十五条 地方公共団体が施行計画を定め、又は変更しようとする場合については、土地区画整理法第五十五条の規定を準用する。

2| 都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が施行計画を定め、又は変更しようとする場合には、土地区画整理法第七十一条の三第四項から第十五項までの規定を準用する。

3| 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又は変更に関係のある根幹公共施設を管理する者となるべき者に協議しなければならない。

(一団の宅地となる換地の希望の申出)

第二十六条 施行区域内の宅地の所有者は、前条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項又は前条第二項において準用する同法第七十一条の三第十一項の規定による公告があつた日から二月以内に、国土交通省令で定めるところにより、その所有する土地について、二筆以上の宅地が一団となるよう、又は他の所有者の宅地と併せて一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることができる。

2 略

(土地整理審議会)

第二十七条 新都市基盤整備事業ごとに、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に土地整理審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)を置く。

2 略

3 土地区画整理法第五十六条第二項及び第四項、第五十七条から第六十四条まで、第七十一条の六並びに第三百十条(第一項ただし書を除く。)の規定は、審議会(同法第七十一条の六の規定にあつては、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に置かれるも

のに限る。)について準用する。

(評価員)

第二十八条 地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁は、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 略

3 地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、換地計画において清算金を定めようとする場合には、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならぬものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。

4 土地区画整理法第七十一条の六の規定は、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁の選任する評価員について準用する。

(換地計画の決定及び認可)

第三十条 施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が市町村、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(換地計画の変更)

第三十八条 市町村、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、換地計画を変更しようとする場合には、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(評価員)

第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 略

3 地方公共団体は、換地計画において清算金を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならぬものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。

(換地計画の決定及び認可)

第三十条 施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が市町村であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(換地計画の変更)

第三十八条 市町村は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第四項の規定は市町村から前項の認可の申請があつた場合について、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は施行者が換地計画を変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。

（処分計画の認可等）
第四十五条

施行者である地方公共団体は、処分計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2| 第二十五条第二項の規定は、施行者が処分計画を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

第四十七条 処分計画においては、政令で特別の定めをするものを除き、根幹公共施設の用に供すべき土地は当該根幹公共施設を管理する者となるべき者に、開発誘導地区内の土地は当該地区内の土地を都市計画において定められた当該土地の利用計画に適合するように造成することとなる国、地方公共団体又は地方住宅供給公社に譲り渡すように定めなければならない。

認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第四項の規定は市町村、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団から前項の認可の申請があつた場合について、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は施行者が換地計画を変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。

（処分計画の認可等）

第四十五条 施行者（地方公共団体であるものを除く。）は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2| 施行者である地方公共団体は、処分計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

3| 第二十五条第三項の規定は、施行者が処分計画を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

第四十七条 処分計画においては、政令で特別の定めをするものを除き、根幹公共施設の用に供すべき土地は当該根幹公共施設を管理する者となるべき者に、開発誘導地区内の土地は当該地区内の土地を都市計画において定められた当該土地の利用計画に適合するように造成することとなる国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社に譲り渡すように定めなければならない。

(建築物の建築義務)

第五十条 施行者から第四十七条の政令において特別の定めをするものを、又は実施計画に基づき敷地を造成した者から教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを建築すべき土地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、国、地方公共団体及び地方住宅供給公社を除く。)は、その譲受けの日から二年以内に、処分計画又は実施計画で定める建築物を建築しなければならない。

(開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限)

第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。以下この項において同じ。)又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合

二 四 略

2・3 略

(施行者に対する監督等)

第六十条

(建築物の建築義務)

第五十条 施行者から第四十七条の政令において特別の定めをするものを、又は実施計画に基づき敷地を造成した者から教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを建築すべき土地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社を除く。)は、その譲受けの日から二年以内に、処分計画又は実施計画で定める建築物を建築しなければならない。

(開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限)

第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。以下この項において同じ。)又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合

二 四 略

2・3 略

(施行者に対する監督等)

第六十条

国土交通大臣は、施行者である都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対し、それらの者が行う工事又は処分が、この

国土交通大臣は施行者である都道府県に対し、都道府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらが行う工事又は処分が、この法律、この法律に基づく命令又は新都市基盤整備事業である都市計画事業の内容、施行計画、換地計画若しくは処分計画に従っていないと認める場合においては、新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、工事の中止若しくは変更又は処分の差止めその他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2| 略

(不服申立て)

第六十四条 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

一 第二十二条又は第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の規定による認可

二 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第三十二条において準用する同法第八十八条第四項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整

法律、この法律に基づく命令又は新都市基盤整備事業である都市計画事業の内容、施行計画、換地計画若しくは処分計画に従っていないと認める場合においては、新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、工事の中止若しくは変更又は処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2| 国土交通大臣は施行者である都道府県に対し、都道府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらが行う工事又は処分が、この法律、この法律に基づく命令又は新都市基盤整備事業である都市計画事業の内容、施行計画、換地計画若しくは処分計画に従っていないと認める場合においては、新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、工事の中止若しくは変更又は処分の差止めその他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3| 略

(不服申立て)

第六十四条 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

一 第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項若しくは第二十五条第二項において準用する同法第七十一条の三第十四項の規定による認可

二 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条第二項において準用する同法第七十一条の三第三八項（同条第十五項において準用する場合を含む。）又は第三十二条において準用する同法第八十八条第四項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整

理に関し、第二章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この項において「処分」という。）に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 略

（事務の区分）

第六十五条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）

二 略

三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）

2 略

理に関し、第二章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この項において「処分」という。）に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 略

（事務の区分）

第六十五条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）

三 略

四 市町村が第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務

五 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）

2 略



改 正 案

現 行

目次

第一章～第五章 略

第六章 住宅街区整備事業

第一節 略

第二節 施行者

第一款～第三款 略

第四款 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社（

第五十八条 第六十二条）

第三節～第五節 略

第六章の二～第八章 略

附則

（定義）

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 略

十二 公営住宅等 地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（国及び関係地方公共団体等の責務）

第三条の四 略

2 独立行政法人都市再生機構、関係地方住宅供給公社、関係土地開発公社及び日本勤労者住宅協会は、供給基本方針及び供給計画の達成に資することとなるように、住宅又は住宅地の供給に関する

目次

第一章～第五章 略

第六章 都市基盤整備事業

第一節 略

第二節 施行者

第一款～第三款 略

第四款 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社（第五十八

条 第六十二条）

第三節～第五節 略

第六章の二～第八章 略

附則

（定義）

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 略

十二 公営住宅等 地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（国及び関係地方公共団体等の責務）

第三条の四 略

2 都市基盤整備公団、関係地方住宅供給公社、関係土地開発公社及び日本勤労者住宅協会は、供給基本方針及び供給計画の達成に資することとなるように、住宅又は住宅地の供給に関する事業を

る事業を実施するよう努めなければならない。

(宅地開発協議会)

第四条 大都市地域において住宅市街地を計画的に開発する事業の促進に関し必要な協議を行うため、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関、関係都府県、関係のある指定都市及び独立行政法人都市再生機構(以下この条において「国の行政機関等」という。)により、宅地開発協議会を組織する。

2 5 略

(土地の買取り)

第八条 都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は土地開発公社は、都府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 5 略

(市町村の責務等)

第十一条 略

2 略

3 前二項の場合において、都府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による特定土地区画整理事業を施行することができる。当該特定土地区画整理事業が独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社の施行することができるものであるときは、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社についても、同様とする。

実施するよう努めなければならない。

(宅地開発協議会)

第四条 大都市地域において住宅市街地を計画的に開発する事業の促進に関し必要な協議を行うため、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関、関係都府県、関係のある指定都市及び都市基盤整備公団(以下この条において「国の行政機関等」という。)により、宅地開発協議会を組織する。

2 5 略

(土地の買取り)

第八条 都府県、市町村、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は土地開発公社は、都府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 5 略

(市町村の責務等)

第十一条 略

2 略

3 前二項の場合において、都府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による特定土地区画整理事業を施行することができる。当該特定土地区画整理事業が都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社の施行することができるものであるときは、当該公団又は地方住宅供給公社についても、同様とする。

(公営住宅等及び医療施設等の用地)

第二十一条 土地区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する特定土地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用又は医療施設、社会福祉施設、教養文化施設その他の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設で国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの(公共施設を除く。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

2・3 略

(住宅街区整備事業の施行)

第二十九条 略

2 略

3 都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社は、施行区域内の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

(市町村の責務等)

第三十条 略

2 略

3 前二項の場合において、都府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社は、当該市町村と協議の上、これらの規定による住宅街区整備事業を施行することができる。

(参加組員)

第四十三条 前条第一項に規定する者のほか、地方公共団体、独立

(公営住宅等及び医療施設等の用地)

第二十一条 土地区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の四の規定により施行する特定土地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用又は医療施設、社会福祉施設、教養文化施設その他の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設で国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの(公共施設を除く。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

2・3 略

(住宅街区整備事業の施行)

第二十九条 略

2 略

3 都府県、市町村、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社は、施行区域内の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

(市町村の責務等)

第三十条 略

2 略

3 前二項の場合において、都府県、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社は、当該市町村と協議の上、これらの規定による住宅街区整備事業を施行することができる。

(参加組員)

第四十三条 前条第一項に規定する者のほか、地方公共団体、都市

行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

第四款 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社

(施行規程及び事業計画の認可)

第五十八条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「国土交通大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

2 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業については、機構にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第三項の規定による承認と、市のみが設立した地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可と、その他の地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第二項の規定による認可とみなす。第三十三条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程及び事業計画)

第五十九条 機構又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければ

基盤整備公団、地方住宅供給公社その他住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

第四款 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社

(施行規程及び事業計画の認可)

第五十八条 都市基盤整備公団(以下「公団」という。)又は地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「国土交通大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

2 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業については、公団にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第三項の規定による承認と、市のみが設立した地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可と、その他の地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第二項の規定による認可とみなす。第三十三条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程及び事業計画)

第五十九条 公団又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければ

ならない。

2 略

3 機構又は地方公社は、前条第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域を含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 5 6 略

7 都府県知事は、第五項の期間内に機構又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

8 国土交通大臣等は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、機構又は地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 略

・ 機構又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき（政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。）は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

・ 略

・ 機構又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

・ 機構又は地方公社は、施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

・ 略

ならない。

2 略

3 公団又は地方公社は、前条第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域を含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 5 6 略

7 都府県知事は、第五項の期間内に公団又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

8 国土交通大臣等は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団又は地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 略

・ 公団又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき（政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。）は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

・ 略

・ 公団又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

・ 公団又は地方公社は、施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

・ 略

(住宅街区整備審議会の設置及び組織)

第六十条 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、機構又は地方公社に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

2 略

(土地区画整理法の準用)

第六十二条 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

(建築行為等の制限)

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地区画整理法第三十条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事の許可を受けなければならない。

一 三 略

四 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

2 略

(換地計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について

(住宅街区整備審議会の設置及び組織)

第六十条 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、公団又は地方公社に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

2 略

(土地区画整理法の準用)

第六十二条 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

(建築行為等の制限)

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地区画整理法第三十条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事の許可を受けなければならない。

一 三 略

四 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

2 略

(換地計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について

都府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施設住宅の一部の床面積の適正化)

第七十六条 略

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。この場合において、施行者が組合であるときは総会の議決を、都府県、市町村、機構又は地方公社(第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行する場合に限る。第八十八条、第九十二条第一項及び第二項、第九十五条第一項、第九十八条第一項並びに第九十九条において同じ。)であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

3 略

(換地計画の変更)

第八十一条 個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施設住宅の一部等の先買い等)

第八十七条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定により譲渡するとき、又は地方公共団体若しくは地方公社(以下この条において「地方公共団体等」という。)若しくは

都府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施設住宅の一部の床面積の適正化)

第七十六条 略

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。この場合において、施行者が組合であるときは総会の議決を、都府県、市町村、公団又は地方公社(第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行する場合に限る。第八十八条、第九十二条第一項及び第二項、第九十五条第一項、第九十八条第一項並びに第九十九条において同じ。)であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

3 略

(換地計画の変更)

第八十一条 個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施設住宅の一部等の先買い等)

第八十七条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定により譲渡するとき、又は地方公共団体、公団若しくは地方公社(以下この条において「地方公共団体等」という。)若しくは

組合の参加組合員に譲渡するときは、この限りでない。

2
7 略

(地方公共団体の分担金)

第九十二条 機構又は地方公社は、機構又は地方公社が施行する住宅街区整備事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その住宅街区整備事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構又は地方公社と地方公共団体とが協議して定める。

3 略

(報告、勧告等)

第九十五条 略

2 | 国土交通大臣は、機構に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 | 略

第九十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、機構又は地方公社がこの法律(第四章を除く。以下この項において同じ。)又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都府県知事に対して、都府県、機構又は地方公社(市のみが設立したものを除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 略

しくは組合の参加組合員に譲渡するときは、この限りでない。

2
7 略

(地方公共団体の分担金)

第九十二条 公団又は地方公社は、公団又は地方公社が施行する住宅街区整備事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その住宅街区整備事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団又は地方公社と地方公共団体とが協議して定める。

3 略

(報告、勧告等)

第九十五条 略

2 | 国土交通大臣は、公団又は地方公社がこの法律(第四章を除く。以下この項において同じ。)又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都府県知事に対して、都府県、公団又は地方公社(市のみが設立したものを除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 | 略

第九十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、公団又は地方公社がこの法律(第四章を除く。以下この項において同じ。)又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都府県知事に対して、都府県、公団又は地方公社(市のみが設立したものを除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 略

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第百条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、機構又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならず、施行者が市町村であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第百一条の十五 機構が、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号。以下この条において「機構法」という。)第十一条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が国土交通省令で定める戸数以上の賃貸住宅の建設を行う都心共同住宅供給事業の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る機構法第十八条第一項各号に定める工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わつて当該工事を施行することができる。この場合には、機構法第十八条第二項から第五項まで及び第十九条から第二十四条までの規定を準用する。

2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十七条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項後段において準用する場合を含む。)」とする。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第百条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、公団又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならず、施行者が市町村であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

(都市基盤整備公団法の特例)

第百一条の十五 公団が、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号。以下この条において「公団法」という。)第二十八条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が国土交通省令で定める戸数以上の賃貸住宅の建設を行う都心共同住宅供給事業の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る公団法第三十七条第一項各号に掲げる工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わつて当該工事を施行することができる。この場合には、公団法第三十七条第二項から第五項まで及び第三十八条から第四十二条までの規定を準用する。

2 前項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第六十一条第二項及び第六十二条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」と、公団法第六十四条第二項中「第三十八条第五項」とあるのは、「第三十八条第五項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項において準用する場合を含む。)」と、公団法第六十六条中「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十二条第一項(大都市地

(事務の区分)

第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都府県が第五十九条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する土地区画整理法第七十六条第二項並びに第四百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

2

略

域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、公団法第六十七条第五号中「第六十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。」とする。

(事務の区分)

第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都府県が第五十九条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する土地区画整理法第七十六条第二項並びに第四百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都府県又は公団若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は公団若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

2

略

附 則

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、住宅街区整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、第二十八条第一項に掲げる施行者（政令で定める施行者を除く。）が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、機構又は地方公社が施行する場合にあつては当該機構又は地方公社が施行する場合に当該地方公共団体が第九十二条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2
5
略

附 則

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、住宅街区整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、第二十八条第一項に掲げる施行者（政令で定める施行者を除く。）が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、公団又は地方公社が施行する場合にあつては当該公団又は地方公社が施行する場合に当該地方公共団体が第九十二条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2
5
略

改 正 案	現 行
<p>（土地区画整理事業） 第八条 略 2）4 略 5 第一項の規定による土地区画整理法第百二十三条第一項及び第百二十四条の規定の適用については、前二項の規定は、同法の規定とみなす。</p>	<p>（土地区画整理事業） 第八条 略 2）4 略 5 第一項の規定による土地区画整理法第百二十三条及び第百二十四条の規定の適用については、前二項の規定は、同法の規定とみなす。</p>

改 正 案

現

行

（資金の貸付け）

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第七項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 略

（独立行政法人都市再生機構による事業用地適正化計画の作成の特例）

第十四条の十三 独立行政法人都市再生機構（以下この条において「都市再生機構」という。）は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号。以下この条において「都市再生機構法」という。）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第十六条（第二項ただし書を除く。）の規定により建築物の敷地を整備し、公募の方法により当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとする場合において、従前から所有権又は借地権を有する土地にこれに隣接する土地を合わせて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供させようとするときは、第十四条の二第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で事業用地適正化計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

3 第一項の認定を受けた認定計画に係る都市再生機構法第十一条

（資金の貸付け）

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第八項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 略

（都市基盤整備公団による事業用地適正化計画の作成の特例）

第十四条の十三 都市基盤整備公団（以下この条において「公団」という。）は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この条において「公団法」という。）第二十八条第一項第一号又は第二号及び第三十二条の規定により建築物の敷地を整備し、公募の方法により当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとする場合において、従前から所有権又は借地権を有する土地にこれに隣接する土地を合わせて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供させようとするときは、第十四条の二第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で事業用地適正化計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

3 第一項の認定を受けた認定計画に係る公団法第二十八条第一項

第一項第九号に規定する整備敷地等（以下この条において「計画整備敷地等」という。）についての都市再生機構法第十六条（第二項ただし書を除く。）の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「建設すべき建築物」とあるのは「施行すべき民間都市開発事業」と、同条第一項中「建設すべき賃貸住宅」とあるのは「において施行すべき賃貸住宅の建設を行う民間都市開発事業」と、同項第一号中「建築物を建設しよう」とあるのは「民間都市開発事業を施行しよう」と、同項第二号及び同条第三項中「建築物の建設」とあるのは「民間都市開発事業の施行」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用される都市再生機構法第十六条第一項の譲渡等計画に定められた施行すべき民間都市開発事業に関する事項は、第一項の認定を受けた認定計画に定められた民間都市開発事業の概要に適合するものでなければならぬ。

5 都市再生機構は、都市再生機構法第十六条第二項本文の規定により計画整備敷地等の譲受人又は賃借人を選考したときは、速やかに、第一項の認定を受けた認定計画を変更して、民間都市開発事業の施行の予定時期、民間都市開発事業の施行に関する資金計画及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載し、当該民間都市開発事業を施行する者と共同して、国土交通大臣の認定を申請しなければならない。この場合においては、第二項後段の規定は、適用しない。

6 国土交通大臣は、都市再生機構が計画整備敷地等について民間都市開発事業を施行する者に譲渡若しくは賃貸をせず、又はこれに譲渡若しくは賃貸をしたにもかかわらず前項の規定による申請をしていないと認めるときは、都市再生機構に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

7 国土交通大臣は、都市再生機構が前項の規定による処分に違反したときは、第一項の認定を取り消すことができる。

第九号に規定する整備敷地等（以下この条において「計画整備敷地等」という。）についての公団法第三十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「建設すべき建築物」とあるのは「施行すべき民間都市開発事業」と、同条第一項第一号中「建築物を建設しよう」とあるのは「民間都市開発事業を施行しよう」と、同項第二号及び同条第三項中「建築物の建設」とあるのは「民間都市開発事業の施行」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用される公団法第三十二条第一項の譲渡等計画に定められた施行すべき民間都市開発事業に関する事項は、第一項の認定を受けた認定計画に定められた民間都市開発事業の概要に適合するものでなければならぬ。

5 公団は、公団法第三十二条第二項の規定により計画整備敷地等の譲受人又は賃借人を選考したときは、速やかに、第一項の認定を受けた認定計画を変更して、民間都市開発事業の施行の予定時期、民間都市開発事業の施行に関する資金計画及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載し、当該民間都市開発事業を施行する者と共同して、国土交通大臣の認定を申請しなければならない。この場合においては、第二項後段の規定は、適用しない。

6 国土交通大臣は、公団が計画整備敷地等について民間都市開発事業を施行する者に譲渡若しくは賃貸をせず、又はこれに譲渡若しくは賃貸をしたにもかかわらず前項の規定による申請をしていないと認めるときは、公団に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

7 国土交通大臣は、公団が前項の規定による処分に違反したときは、第一項の認定を取り消すことができる。

改 正 案	現 行
<p>（建設計画の作成等）</p> <p>第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、<u>独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構</u>の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、<u>関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）</u>を作成し、<u>国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</u></p> <p>2 4 略</p>	<p>（建設計画の作成等）</p> <p>第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、<u>都市基盤整備公団及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構</u>の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、<u>関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）</u>を作成し、<u>国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</u></p> <p>2 4 略</p>

改 正 案

現

行

（認定の基準）

（認定の基準）

第四条 国土交通大臣は、計画の認定の申請（前条第二項の宅地開発事業計画に係るものを除く。）があつた場合において、当該申請に係る宅地開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

第四条 国土交通大臣は、計画の認定の申請（前条第二項の宅地開発事業計画に係るものを除く。）があつた場合において、当該申請に係る宅地開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

一〇九 略

一〇九 略

十 申請者が宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項に規定する宅地建物取引業の免許を受けている者で宅地開発事業者としての実績その他により当該宅地開発事業を誠実に遂行すると認められるものその他の政令で定める者であること。

十 申請者が宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項に規定する宅地建物取引業の免許を受けている者で宅地開発事業者としての実績その他により当該宅地開発事業を誠実に遂行すると認められるもの又は都市基盤整備公団（第二十一条において「公団」という。）その他の政令で定める者であること。

2〇4 略

2〇4 略

第二十一条 削除

（都市基盤整備公団法の特例）

第二十一条 公団は、第三条第二項の宅地開発事業計画について計画の認定を受けたときは、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この条において「公団法」という。）第二十八条に規定する業務のほか、当該宅地開発事業計画に係る主要な公共施設の整備を行うことができる。ただし、当該宅地開発事業計画に係る認定事業者の一方が当該主要な公共施設の管理者である場合における当該主要な公共施設の整備については、この限りでない。

2 国土交通省令で定める規模以上の宅地の造成を行う公団が、前項本文の規定に基づき公共施設の整備の業務を行う場合において、その業務が公団法第三十七条第一項各号に掲げる工事であると

きは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わつて当該工事を施行することができる。この場合には、公団法第三十七条第二項から第五項まで及び第三十八条から第四十二条までの規定を準用する。

3

第一項本文又は前項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第六十一条第二項及び第六十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）」と、公団法第六十四条第二項中「第三十八条第五項」とあるのは「第三十八条第五項（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）」と、公団法第六十六条中「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公団法第六十七条第三号中「第十二条までに規定する業務」とあるのは「第十二条までに規定する業務並びに大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条第一項本文に規定する主要な公共施設の整備に係る業務」と、公団法第六十七条第五号中「第六十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

改正案	現行
<p>（鉄道施設区への換地の申出等）</p> <p>第十三条 前条第一項の規定による鉄道施設区（以下「鉄道施設区」という。）が事業計画において定められたときは、施行地区内の宅地の所有者で次に掲げるものは、一体型土地区画整理事業を施行する者（以下「施行者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該土地についての換地を鉄道施設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、第三号に掲げる者にあつては、これらの者が当該一体型土地区画整理事業を自ら施行する場合に限る。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方住宅供給公社</p> <p>四 土地開発公社</p> <p>2 7 略</p> <p>（土地区画整理法の準用等）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 一体型土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条第一項、第百二十四条から第百二十六条まで、第百二十七条の二、第百二十九条及び第百四十四条の規定の適用については、第十条からこの条までの規定は、同法の規定とみなす。</p>	<p>（鉄道施設区への換地の申出等）</p> <p>第十三条 前条第一項の規定による鉄道施設区（以下「鉄道施設区」という。）が事業計画において定められたときは、施行地区内の宅地の所有者で次に掲げるものは、一体型土地区画整理事業を施行する者（以下「施行者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該土地についての換地を鉄道施設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、第三号から第五号までに掲げる者にあつては、これらの者が当該一体型土地区画整理事業を自ら施行する場合に限る。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 都市基盤整備公団</p> <p>四 地域振興整備公団</p> <p>五 地方住宅供給公社</p> <p>六 土地開発公社</p> <p>2 7 略</p> <p>（土地区画整理法の準用等）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 一体型土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条から第百二十六条まで、第百二十七条の二、第百二十九条及び第百四十四条の規定の適用については、第十一条からこの条までの規定は、同法の規定とみなす。</p>

改 正 案

現

行

（土地の買取り等）

第二十二條 都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は土地開発公社は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 略

（市町村の責務等）

第二十五條 略

2 略

3 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による拠点整備土地画整理事業を施行することができる。当該拠点整備土地画整理事業が機構の施行することができるものであるときは、機構についても、同様とする。

（下水道用地）

第二十七條 略

2・3 略

4 土地画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第四百四条第九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。この場合において、同法第九十五条第七項中「第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、「第三条第三項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。

（土地の買取り等）

第二十二條 都道府県、市町村、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は土地開発公社は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 略

（市町村の責務等）

第二十五條 略

2 略

3 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による拠点整備土地画整理事業を施行することができる。当該拠点整備土地画整理事業が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団の施行することができるものであるときは、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団についても、同様とする。

（下水道用地）

第二十七條 略

2・3 略

4 土地画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第四百四条第九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。この場合において、同法第九十五条第七項中「第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定」とあるのは、「第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定」と読み替えるものとする。

(公益的施設の用地)

第二十八条 土地区画整理法第三条第三項又は第三条の二の規定により施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、公益的施設(公共施設を除く。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないので、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の者の同意を得なければならぬ。

2 土地区画整理法第四百四条第十一項及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第八百八条第一項中「第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、「第三条第三項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。

3・4 略

(地域振興整備公団の業務の特例)

第四十条

(公益的施設の用地)

第二十八条 土地区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、公益的施設(公共施設を除く。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないので、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の者の同意を得なければならぬ。

2 土地区画整理法第四百四条第十一項及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第八百八条第一項中「第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定」とあるのは、「第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定」と読み替えるものとする。

3・4 略

(地域振興整備公団の業務の特例)

第四十条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。)

第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、同意基本計画に基づく指定地域に係る第一条に規定する整備を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 同意基本計画に係る拠点地区において公団が行う土地区画整理事業(土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。)(又は市街地再開発事業(都市再開発法第二条の二第六項第二号の規定により行うものに限る。))と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において

地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、産業業務施設の再配置を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 三 略

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 略

三 地方拠点都市地域に係る産業業務施設の再配置の促進のために必要な調査

四 第一号又は第二号に掲げる業務に関連する技術的援助及び地方拠点都市地域に係る産業業務施設の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

（公団法の特例）

第四十一条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条

て当該施設を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、産業業務施設の再配置を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 三 略

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 同意基本計画に係る拠点地区における第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二・三 略

四 地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進のために必要な調査

五 第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

（公団の行う投資の特例）

第四十一条 公団は、公団法第十九条の五の規定によるもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一項第一号の業務によつて建設された事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務を行う事業に投資（融資を含む。次条において同じ。）をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第一項第二号の業務」とあるのは、「前条第一項第二号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第二号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第二号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは、「第十九条第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条」とする。

第四十二条から第四十五条まで 削除

(公団法の特例)

第四十二条 前二条の規定により公団の業務又は投資が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは、「同項の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは、「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第三項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条の公団の業務」とあるのは、「前条の公団の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条の公団の業務」と、同条第二項第一号中「前条第一項の業務」とあるのは、「前条第一項の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項及び第二項の業務」と、公団法第十九条の三第一項中「及び第四号の業務」とあるのは、「及び第四号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に

関する法律第四十条第一項第一号及び第二項第一号の業務」と、同条第二項中「同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは、「同項第三号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務で第十九条第一項第一号の業務」と、「及び同項第四号の業務」とあるのは「及び同項第四号の業務並びに同法第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の四第二項中「及び同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの」とあるのは「同項第三号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務で第十九条第一項第一号の業務と併せて行うもの及び同法第四十条第一項第一号の業務」と、「同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「(第十九条第一項第三号の業務又は同法第四十条第二項第一号の業務で第十九条第一項第一号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第二号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第二号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第二号の業務」と、公団法第二十四条の二中「次に掲げる業務(以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「次に掲げる業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項並びに第三項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の五の規定による投資で産業業務施設の再配置の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び地

方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十一条第一項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条」と、「第十九条の五」とあるのは「第十九条の五及び同法第四十一条第一項」とする。

第四十三条から第四十五条まで 削除

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 公営住宅等 地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（市町村の責務等）

第六条 略

2 略

3 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を施行することができる。当該土地区画整理事業が独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。

4 略

5 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。

6 略

（清算金に代わる住宅等の給付）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 公営住宅等 地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（市町村の責務等）

第六条 略

2 略

3 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を施行することができる。当該土地区画整理事業が都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。

4 略

5 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。

6 略

（清算金に代わる住宅等の給付）

第十五条 施行者（土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、
第三条の二又は第三条の三の規定による施行者に限る。以下この
条から第十七条までにおいて同じ。）は、施行地区内の宅地の所
有者がその宅地の一部について換地を定めないことについて同法
第九十条の規定による申出又は同意をした場合において、その者
が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき
清算金に代えて、当該宅地についての換地に施行者が建設する住
宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下この条及び次条に
おいて同じ。）を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画
において、当該宅地について換地を定めるほか、当該住宅を与え
るように定めることができる。ただし、当該宅地について所有権
以外の権利（地役権を除く。）又は処分の制限があるときは、こ
の限りでない。

2
2
7 略

（公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設
の用地）

第十七条 土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、第三条の
二又は第三条の三の規定により施行する被災市街地復興土地区画
整理事業の換地計画においては、次に掲げる施設の用に供するた
め、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として
定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積
について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権
、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利
を有するすべての者の同意を得なければならない。

一・二 略

2
2
3 略

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第二十二條 機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法

第十五条 施行者（土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項又
は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者に限る。以
下この条から第十七条までにおいて同じ。）は、施行地区内の宅
地の所有者がその宅地の一部について換地を定め、このことにつ
いて同法第九十条の規定による申出又は同意をした場合において、
その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付され
るべき清算金に代えて、当該宅地についての換地に施行者が建設
する住宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下この条及び
次条において同じ。）を与えられるべき旨を申し出たときは、換
地計画において、当該宅地について換地を定めるほか、当該住宅
を与えるように定めることができる。ただし、当該宅地について
所有権以外の権利（地役権を除く。）又は処分の制限があるとき
は、この限りでない。

2
2
7 略

（公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設
の用地）

第十七条 土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項又は第三条
の二から第三条の四までの規定により施行する被災市街地復興土
地区画整理事業の換地計画においては、次に掲げる施設の用に供
するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留
地として定めることができる。この場合においては、当該保留地
の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永
小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ
る権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

一・二 略

2
2
3 略

（都市基盤整備公団法の特例）

第二十二條 都市基盤整備公団（以下この条において「公団」とい

律第一号。以下この条において「機構法」という。）第十一
条第一項に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な
住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において
、委託に基づき、同条第三項各号の業務を行うことができる。

2 機構が、機構法第十一条第一項第七号の業務を行う場合におい
て、その業務が被災市街地復興土地地区画整理事業、被災市街地復
興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市
町村の区域内において行われる国土交通省令で定める戸数以上の
賃貸住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に
係る機構法第十八条第一項各号に定める工事であるときは、当該
工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、
当該工事を施行することができる。この場合には、機構法第十八
条第二項から第五項まで及び第十九条から第二十四条までの規定
を準用する。

3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三
十七条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四
項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項後段において準
用する場合を含む。）」とする。

う。）は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以
下この条において「公団法」という。）第二十八条に規定する業
務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るた
め、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条
第三項各号の業務を行うことができる。

2 公団が、公団法第二十八条第一項第七号の業務を行う場合にお
いて、その業務が被災市街地復興土地地区画整理事業、被災市街地
復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災
市町村の区域内において行われる国土交通省令で定める戸数以上
の賃貸住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設
に係る公団法第三十七条第一項各号に掲げる工事であるときは、
当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わつ
て、当該工事を施行することができる。この場合には、公団法第
三十七条第二項から第五項まで及び第三十八条から第四十二条ま
での規定を準用する。

3 前二項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第
六十一条第二項及び第六十二条第一項中「この法律」とあるのは
「この法律又は被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四
号）」と、公団法第六十四条第二項中「第三十八条第五項」とあ
るのは「第三十八条第五項（被災市街地復興特別措置法第二十二
条第二項において準用する場合を含む。）」と、公団法第六十六
条中「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項（被災
市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて
適用される場合を含む。）」と、公団法第六十七条第三号中「第
十二条までに規定する業務」とあるのは「第十二条までに規定す
る業務並びに被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定
する業務」と、公団法第六十七条第五号中「第六十一条第二項」
とあるのは「第六十一条第二項（被災市街地復興特別措置法第二
十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
」とする。



改 正 案

現 行

（公団法の特例）

（公団法の特例）

第十二条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは、「同項の業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（以下「特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは、「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは、「前条第一項第二号の業務及び特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第十一条」とする。

第十二条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは、「同項の業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（以下「特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは、「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の三第一項中「及び第四号の業務」とあるのは「及び第四号の業務並びに特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務」と、同条第二項中「同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号の業務又は特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務で第十九条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の四第二項中「同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号の業務又は特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務で第十九条第一項第一号の業務」と、公団法第二十四条の二中「次に掲げる業務（以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「次に掲げる業務、特定産業集積活性化法第十一条に規定する業務及び第十九条の五の規定による投資で特定産業集積活性化法第二条第三項に規定する特定基盤技術の高度化等の促進に係るもの（以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第十一条」とする。

改 正 案

現

行

目次

第一章・第二章 略
第三章 略

第一節・第二節 略

第三節 独立行政法人都市再生機構の行う業務（第三十一条）

第四章・第五章 略

附則

第三節 独立行政法人都市再生機構の行う業務

目次

第一章・第二章 略
第三章 略

第一節・第二節 略

第三節 都市基盤整備公団の業務の特例（第三十一条）

第四章・第五章 略

附則

第三節 都市基盤整備公団の業務の特例

（都市基盤整備公団の業務の特例）

第三十一条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号。以下この条において「機構法」という。）第十一条第一項に規定する業務のほか、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の三第一項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内において、その一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するため、地方公共団体の委託に基づき、機構法第十一条第三項各号の業務を行うことができる。

第三十一条 都市基盤整備公団は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この条において「公団法」という。）第二十八条に規定する業務のほか、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の三第一項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内において、その一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するため、地方公共団体の委託に基づき、公団法第二十八条第三項各号の業務を行うことができる。

2 前項の規定により都市基盤整備公団の業務が行われる場合には、公団法第六十一条第二項及び第六十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）」と、公団法第六十六条中「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と

(土地区画整理事業)

第四十六条 略

2・3 略

4 第一項の規定による土地区画整理法第二百二十三条第一項及び第二百二十四条の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

(第一種市街地再開発事業)

第四十七条 略

2・3 略

4 第一項の規定による都市再開発法第二百二十四条第一項及び第三項並びに第二百二十四条の二の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

(土地区画整理事業)

第四十六条 略

2・3 略

、公団法第六十七条第三号中「第十二条まで」とあるのは「第十二条まで並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一項」と、公団法第六十七条第五号中「第六十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

4 第一項の規定による土地区画整理法第二百二十三条及び第二百二十四条の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

(第一種市街地再開発事業)

第四十七条 略

2・3 略

4 第一項の規定による都市再開発法第二百二十四条及び第二百二十四条の二の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第七条 基本計画において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本計画において定められた中心市街地（以下「特定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体、第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本計画において前条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

2
4 略

（地域振興整備公団の業務の特例）
第八条

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第七条 基本計画において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行するものの換地計画（基本計画において定められた中心市街地（以下「特定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体、第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本計画において前条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

2
4 略

（地域振興整備公団の業務の特例）
第八条 地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、地域振興

整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、特定中心市街地における市街地の整備改善を図るため、次に掲げる業務

を行う。

一 基本計画において定められた土地区画整理事業（特定中心市街地の区域内において土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。）又は市街地再開発事業（特定中心市街地の区域内において都市再開発法第二条の二第六項第二号の規定により行うものに限る。）と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成（特定中心市街地の区域内において行うものに限る。）と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において当該施設を建設し、並びに当該施設を管理し、及び譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 三 略

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて行う事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二 三 略

四 中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のために必要な調査

五 第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）

第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 三 略

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び公団法第十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 二 略

三 中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のために必要な調査

四 第一号又は第二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

3| 公団は、第一項第一号の出資を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(公団法の特例)

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第八條第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項の業務」と、公団法第十九條の二第一項中「前條第一項第二号の業務」とあるのは「前條第一項第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号及び第二号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、公団法第三十三條第一号中「又は第二十六條の三」とあるのは「若しくは第二十六條の三又は中心市街地整備改善活性化法第八條第三項」と、公団法第三十六條第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び中心市街地整備改善活性化法第八條第三項の規定」と、同条第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項及び第二項」とする。

4| 公団は、第二項第一号の出資を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(公団法の特例)

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第八條第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第三項の業務」と、公団法第十九條の三第一項中「及び第四号の業務」とあるのは「及び第四号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、同条第二項中「同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号若しくは第二号の業務で第十九條第一項第一号の業務と併せて行うもの及び中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、「（同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「（第十九條第一項第三号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号若しくは第二号の業務で第十九條第一項第一号の業務と併せて行うもの及び中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、公団法第二十條第一項中「第十九條第一項第二号の業務」とあるのは「第十九條第一項第二号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号」と、同条第二項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務」とする。

るのは「第十九条第一項第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と、公団法第二十四条の二中「次に掲げる業務（以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「次に掲げる業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項並びに第三項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の五の規定による投資で商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進に係るもの（以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「、第二十六条の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第四項」と、公団法第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び中心市街地整備改善活性化法第八条第四項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項から第三項まで」とする。

改 正 案

現 行

（地域振興整備公団の行う高度技術産業集積地域等整備業務）

第二十六条 地域振興整備公団（以下この条及び次条において「公

団」という。）は、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九

十五号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に

規定する業務のほか、同意集積計画（前条第一項の規定による変

更の同意があつたときは、その変更後のもの。）に係る高度技術

産業集積地域（以下「同意集積地域」という。）及び基本構想に

定められた高度研究機能集積地区（以下「特定高度研究機能集積

地区」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企

業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 略

二 同意集積地域において、公団法第十九条第一項の規定により

造成された同項第二号の工場用地、地方拠点都市地域の整備及

び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第

七十六号）第四十条第一項の規定により造成された同項第一号

の産業業務施設用地並びに附則第十二条第一項によりなお効力

を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業

の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）第

七条第一項の規定により管理される同項第一号の業務用地につ

いて高度技術の開発又は利用に供するために賃貸その他の管理

を行うこと。

（地域振興整備公団の行う高度技術産業集積地域等整備業務）

第二十六条 地域振興整備公団（以下この条及び次条において「公

団」という。）は、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九

十五号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に

規定する業務のほか、同意集積計画（前条第一項の規定による変

更の同意があつたときは、その変更後のもの。）に係る高度技術

産業集積地域（以下「同意集積地域」という。）及び基本構想に

定められた高度研究機能集積地区（以下「特定高度研究機能集積

地区」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企

業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 略

二 同意集積地域において、公団法第十九条第一項の規定により

造成された同項第三号の工場用地（市街地の形成に必要な住宅

の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で公団

法第二十四条の二第一号の主務省令で定めるものに関するもの

を除く。）地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配

置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四十条第

二項の規定により造成された同項第一号の産業業務施設用地並

びに附則第十二条第一項によりなお効力を有することとされた

旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する

法律（昭和六十三年法律第三十二号）第七条第一項の規定によ

り管理される同項第一号の業務用地について高度技術の開発又

は利用に供するために賃貸その他の管理を行うこと。

三〇五 略

2・3 略

三〇五 略

2・3 略

(公団法の特例)

第二十七条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は新事業創出促進法第二十六条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに新事業創出促進法第二十六条第一項第一号、第二号、第三号及び第四号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務又は新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「若しくは第二十六条の三又は新事業創出促進法第二十六条第三項」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び新事業創出促進法第二十六条第三項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに新事業創出促進法第二十六条第一項及び第二項」とする。

(公団法の特例)

第二十七条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は新事業創出促進法第二十六条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の三第一項中「及び第四号の業務」とあるのは「及び第四号の業務並びに新事業創出促進法第二十六条第一項第一号、第二号及び第四号の業務」と、同条第二項中「同項第三号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号の業務又は新事業創出促進法第二十六条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第四号の業務で第十九条第一項第一号、第二号、第三号の業務又は新事業創出促進法第二十六条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務で第十九条第一項第一号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第二号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号の業務又は新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、公団法第二十四条の二中「次に掲げる業務(以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「次に掲げる業務、新事業創出促進法第二十六条に規定する業務及び第十九条の五の規定による投資で新たな事業の創出の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「、第二十六条の三又は新事業創出促進法第二十六条第三項」と、公団法第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「こ

附 則

(地域振興整備公団の特定事業集積促進業務に関する経過措置)

第十二条 略

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第七条第一項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務」とする。

の法律の規定及び新事業創出促進法第二十六条第三項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに新事業創出促進法第二十六条第一項及び第二項」とする。

附 則

(地域振興整備公団の特定事業集積促進業務に関する経過措置)

第十二条 略

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第七条第一項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の業務」と、公団法第二十四条の二中「次に掲げる業務（以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「次に掲げる業務及びなお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号に規定する業務（以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務」とする。

改 正 案	現 行
<p>（住宅困窮者のための良質な公共賃貸住宅の供給の促進）</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、住宅に困窮する者に対する適切な規模、性能、居住環境等を有する良質な公共賃貸住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。以下この条において同じ。）の供給を促進するため、公共賃貸住宅の整備及び改良等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（住宅困窮者のための良質な公共賃貸住宅の供給の促進）</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、住宅に困窮する者に対する適切な規模、性能、居住環境等を有する良質な公共賃貸住宅（地方公共団体、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。以下この条において同じ。）の供給を促進するため、公共賃貸住宅の整備及び改良等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）</p> <p>第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。この場合において、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。</p> <p>2 5 略</p>	<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）</p> <p>第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。この場合において、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。</p> <p>2 5 略</p>

改 正 案

現

行

（供給計画の認定）

第三十条 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の整備（既存の住宅等の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを含む。以下同じ。）及び管理をしようとする者（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）及び地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 略

（機構又は公社に対する供給の要請）

第五十条 地方公共団体は、自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うことが困難であり、又は自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、機構又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うよう要請することができる。

（要請に基づき供給する機構に対する費用の負担及び補助）

第五十一条 機構は、前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行うときは、当該要請をした地方公共団体に対し、その利益を受けられる限度において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一

（供給計画の認定）

第三十条 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の整備（既存の住宅等の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを含む。以下同じ。）及び管理をしようとする者（都市基盤整備公団（以下「公団」という。）及び地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 略

（公団又は公社に対する供給の要請）

第五十条 地方公共団体は、自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うことが困難であり、又は自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、公団又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うよう要請することができる。

（要請に基づき供給する公団に対する費用の負担及び補助）

第五十一条 公団は、前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行うときは、当該要請をした地方公共団体に対し、その利益を受けられる限度において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一

部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構と地方公共団体とが協議して定める。

3 略

4 国は、機構が前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。

(機構に対する費用の補助)

第五十三条 国は、第五十一条第四項の規定による場合のほか、機構が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

一 四 略

五 前号に掲げるもの並びに独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）第二十五条に定めるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

六 略

2 国は、第五十一条第四項の規定による場合のほか、機構が入居者の居住の安定を図るため前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

（補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置）

部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。

3 略

4 国は、公団が前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。

(公団に対する費用の補助)

第五十三条 国は、第五十一条第四項の規定による場合のほか、公団が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

一 四 略

五 前号に掲げるもの並びに都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十三条及び第三十四条に定めるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

六 略

2 国は、第五十一条第四項の規定による場合のほか、公団が入居者の居住の安定を図るため前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

（補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置）

第五十四条 地方公共団体、機構又は公社は、第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて建設し、若しくは整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定めるところにより、入居者の募集に先立ち、第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならない。

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五十六条 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（六十歳以上の者であつて、賃借人となる者以外に同居する者がいないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この章において同じ。）であるものに限る。以下この章において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたつて住宅を賃貸する事業を行おうとする者（以下「終身賃貸事業者」という。）は、当該事業について都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣。以下この章において同じ。）の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によつて契約をするときに限り、借地借家法第三十条の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借（一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。

第五十四条 地方公共団体、公団又は公社は、第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて建設し、若しくは整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定めるところにより、入居者の募集に先立ち、第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならない。

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五十六条 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（六十歳以上の者であつて、賃借人となる者以外に同居する者がいないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この章において同じ。）であるものに限る。以下この章において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたつて住宅を賃貸する事業を行おうとする者（以下「終身賃貸事業者」という。）は、当該事業について都道府県知事（公団又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣。以下この章において同じ。）の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によつて契約をするときに限り、借地借家法第三十条の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借（一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第二条関係）

略	日本銀行	中小企業総合事業団	略	名 称
略	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）	略	根 拠 法

現

行

別表第一（第二条関係）

略	日本銀行	都市基盤整備公団	略	名 称
略	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	略	根 拠 法

改 正 案	現 行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）<u>第一条第七項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもの</u>のほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）<u>第一条第八項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもの</u>のほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 略</p>

改 正 案

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）
 一 次の表に掲げる法人

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称	略	根拠法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）						

一一略

現 行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）
 一 次の表に掲げる法人

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称	略	根拠法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）						
略	土地開発公社	都市基盤整備公団	略	名称	略	根拠法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）					

一一略



改 正 案

別表第一 公共法人の表（第二条関係）
一 次の表に掲げる法人

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称	略	根拠法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）						

一一略

現 行

別表第一 公共法人の表（第二条関係）
一 次の表に掲げる法人

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称	略	根拠法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）						
略	土地開発公社	都市基盤整備公団	略	名称	略	根拠法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）					

一一略



改 正 案

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額又は出資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称	略	根拠法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）		略			独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

現 行

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

略	土地開発公社	都市基盤整備公団	略	名称	略	根拠法
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	略			独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

改 正 案

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額又は出資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	略	根拠法

現 行

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

略	土地開発公社	独立行政法人（その資本の金額又は出資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	略	名称
略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	略	根拠法

改 正 案

別表第三（第三条、第六十条関係）
一 次の表に掲げる法人

略	名称	略	独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）
略	根拠法	略	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略		略	土地開発公社
略		略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）

二 略

現 行

別表第三（第三条、第六十条関係）
一 次の表に掲げる法人

略	名称	略	独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）
略	根拠法	略	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
略		略	土地開発公社
略		略	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
略		略	都市基盤整備公団
略		略	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）

二 略

改 正 案

現 行

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一～二十七 略

二 二十八～七十四 略

七十五 略

七十六～百二十八 略

（地方整備局）

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号、第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に關すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び氣象業務に關連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一～二十七 略

二十八 地域振興整備公団の行う業務に關すること。

二十九～七十五 略

七十五の二 略

七十六～百二十八 略

（地方整備局）

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号、第三十八号、第四十号、第四十一号及び第五十三号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に關すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十一号、第七十二号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び氣象業務に關連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三 略

四 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五 略

2 略

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第四十四号、第四十五号、第四十六号(自動車車庫に係るものを除く。)、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号(基準の設定に係るものを除く。)、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号、第一百十二号(基準の設定に係るものを除く。)、第一百三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号(運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。)及び第二百二十八号に掲げる事務

三 略

四 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五 略

2 5 略

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条

三 略

四 第四条第五十七号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五 略

2 略

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号及び第四十号から第四十二号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号(自動車車庫に係るものを除く。)、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号(基準の設定に係るものを除く。)、第七十一号、第七十二号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号(基準の設定に係るものを除く。)、第一百三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号(運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。)及び第二百二十八号に掲げる事務

三 略

四 第四条第五十七号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五 略

2 5 略

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条

第五号、第十五号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）
、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2
略

第五号、第十五号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十七号（自動車車庫に係るものに限る。）
、第七十三号から第七十五号まで、第七十五号の二（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2
略